

市長提出予定案件

- 議案第1号 高石市旅費支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 令和8年度高石市一般会計補正予算
- 議案第3号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第4号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第5号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第6号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第7号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第8号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第9号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第10号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第11号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第12号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第13号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第14号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第15号 高石市農業委員会委員の任命について
- 議案第16号 高石市教育委員会教育長の任命について
- 議案第17号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 議案第18号 物品の購入について
- 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 報告第1号 高石市国民保護計画の変更の報告について
- 報告第2号 令和7年度高石市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和7年度高石市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第4号 寄附金収受の報告について

行政委員会提出予定案件

監査委員報告第1号 例月現金出納検査結果報告

議案第1号

高石市旅費支給条例の一部を改正する条例制定について

高石市旅費支給条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に準じて、旅費の見直し等を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市旅費支給条例の一部を改正する条例

高石市旅費支給条例（令和7年高石市条例第27号）の一部を次のように改正する。

「第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費」を「第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費」に改める。

第9条中「19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して市長が別に定める額」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額（当該額が13,000円未満である場合は、13,000円）を超えない額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高石市旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

高石市旅費支給条例新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="235 357 757 381">第 2 章 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費</p> <p data-bbox="203 432 293 456">(宿泊費)</p> <p data-bbox="165 470 1111 595">第 9 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1 夜につき<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第 2 の 1 の表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額（当該額が13,000円未満である場合は、13,000円）を超えない額</u>とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p data-bbox="235 646 309 670">附 則</p> <p data-bbox="203 679 315 703">(施行期日)</p> <p data-bbox="172 713 674 737">1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p data-bbox="203 746 315 770">(経過措置)</p> <p data-bbox="172 780 1111 834">2 この条例による改正後の高石市旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="1196 357 1695 381">第 2 章 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費</p> <p data-bbox="1164 432 1254 456">(宿泊費)</p> <p data-bbox="1126 470 2069 560">第 9 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1 夜につき<u>19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して市長が別に定める額</u>とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p>

議案第 2 号

令和 8 年度高石市一般会計補正予算

令和 8 年度高石市一般会計補正予算

令和 8 年度の高石市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 732,327千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,896,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 1 1 日 提出

高石市長 畑 中 政 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 寄附金		300,000	100	300,100
	1. 寄附金	300,000	100	300,100
18. 繰入金		1,525,486	18,027	1,543,513
	2. 基金繰入金	1,488,103	18,027	1,506,130
21. 市債		1,740,920	714,200	2,455,120
	1. 市債	1,740,920	714,200	2,455,120
歳入	合 計	31,163,676	732,327	31,896,003

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		2,494,783	16,680	2,511,463
	1. 総務管理費	2,070,222	16,680	2,086,902
3. 民生費		14,427,145	100	14,427,245
	2. 児童福祉費	5,975,113	100	5,975,213
9. 消防費		997,768	714,517	1,712,285
	1. 消防費	997,768	714,517	1,712,285
10. 教育費		3,069,633	1,030	3,070,663
	1. 教育総務費	562,538	130	562,668
	4. 幼稚園費	126,576	900	127,476
歳 出 合 計		31,163,676	732,327	31,896,003

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	庁舎污水配管等改修事業	<div style="text-align: right;">千円</div> 192,000

第 3 表 債務負担行為補正

1. 債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
消防庁舎整備事業	令和9年度から令和10年度	千円 1,076,800

第 4 表 地方債補正

1. 地方債の変更

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
消防施設等整備事業	千円 41,800	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができるものとする。	千円 756,000	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができるものとする。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17. 寄附金	300,000	100	300,100
18. 繰入金	1,525,486	18,027	1,543,513
21. 市債	1,740,920	714,200	2,455,120
歳入合計	31,163,676	732,327	31,896,003

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,494,783	16,680	2,511,463	0	0	0	14,000	2,680
3. 民生費	14,427,145	100	14,427,245	0	0	0	100	0
9. 消防費	997,768	714,517	1,712,285	0	0	714,200	0	317
10. 教育費	3,069,633	1,030	3,070,663	0	0	0	1,030	0
歳 出 合 計	31,163,676	732,327	31,896,003	0	0	714,200	15,130	2,997

2 歳 入

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 指定寄附金	300,000	100	300,100	1. 指定寄附金	100	松の実園指定寄附金 100
計	300,000	100	300,100			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,106,870	2,997	1,109,867	1. 財政調整基金繰入金	2,997	財政調整基金繰入金 2,997
9. 企業版ふるさと応援基金繰入金	7,600	14,000	21,600	1. 企業版ふるさと応援基金繰入金	14,000	企業版ふるさと応援基金繰入金 14,000
10. 三宅みらい教育基金繰入金	12,360	1,030	13,390	1. 三宅みらい教育基金繰入金	1,030	三宅みらい教育基金繰入金 1,030
計	1,488,103	18,027	1,506,130			

(款) 21. 市債 (項) 1. 市債

5. 消防債	41,800	714,200	756,000	1. 消防債	714,200	高師浜出張所改修事業債 714,200
計	1,740,920	714,200	2,455,120			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
10. 企画費	457,642	16,680	474,322				14,000	2,680	1. 報酬	2,640	情報化推進費 2,680
									8. 旅費	40	1 報酬 2,640 DX推進アドバイザー報酬 2,640
									18. 負担金補助及び交付金	14,000	8 旅費 40 費用弁償 40 地域振興費 14,000 18 負担金補助及び交付金 14,000 市制60周年記念イベント事業補助金 14,000
計	2,070,222	16,680	2,086,902				14,000	2,680			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

3. 児童発達支援センター費	261,104	100	261,204				100		17. 備品購入費	100	児童発達支援センター費 100 17 備品購入費 100 器具費 100
計	5,975,113	100	5,975,213				100				

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 消防施設費	823,945	714,517	1,538,462			714,200		317	12. 委託料	19,200	消防施設費 714,517 12 委託料 19,200
									13. 使用料及び賃借料	300	工事監理等業務委託料 19,200
									14. 工事請負費	688,000	13 使用料及び賃借料 300 土地賃借料 300 14 工事請負費 688,000

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								21. 補償・補填及び賠償金	7,017	高師浜出張所改築工事費 688,000 21 補償・補填及び賠償金 7,017 物件移転等補償費 7,017	
計	997,768	714,517	1,712,285			714,200			317		

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

3. 教育指導費	222,607	130	222,737				130		18. 負担金補助及び交付金	130	教育指導費 130 18 負担金補助及び交付金 130 園長経営マネジメント支援 事業補助金 130
計	562,538	130	562,668				130				

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園管理費	126,333	900	127,233				900		17. 備品購入費	900	幼稚園管理費 900 17 備品購入費 900 園用備品費 900
計	126,576	900	127,476				900				

[I] 給 与 費 明 細 書

1.特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当	地域手当	その他手当				計
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	長 等	3	-	27,720	13,816	3,328	4,932	49,796	6,260	56,056	
	議 員	15	94,680	-	42,133	-	-	136,813	23,408	160,221	
	その他	483	54,707	-	-	-	-	54,707	1,313	56,020	
	計	501	149,387	27,720	55,949	3,328	4,932	241,316	30,981	272,297	
補正前	長 等	3	-	27,720	13,816	3,328	4,932	49,796	6,260	56,056	
	議 員	15	94,680	-	42,133	-	-	136,813	23,408	160,221	
	その他	482	52,067	-	-	-	-	52,067	1,313	53,380	
	計	500	146,747	27,720	55,949	3,328	4,932	238,676	30,981	269,657	
比 較	長 等	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0	-	-	0	0	0	
	その他	1	2,640	-	-	-	-	2,640	0	2,640	
	計	1	2,640	0	0	0	0	2,640	0	2,640	

[Ⅱ] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
消防庁舎整備事業	1,076,800			令和9年度 から 令和10年度	限度額に同じ		1,076,800		

[Ⅲ] 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普 通 債	16,342,792	17,151,380	2,255,700	1,416,666	17,990,414
(14) 災 害 対 策	18,715	696,931	756,000	3,661	1,449,270
合 計	30,548,458	29,899,019	2,455,120	3,018,091	29,336,048

議案第 3 号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	川 端 義 邦
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 4 号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	土 井 由 宏
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 5 号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	中 谷 喜 美 雄
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 6 号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	中 野 均
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第7号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	古 川 博 康
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第8号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	石 田 共 了
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第9号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	上 田 正 春
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第10号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	北 川 隆 雄
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 11 号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	中 條 茂
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第12号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	中 谷 正 彦
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第13号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	東 口 満 邦
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第14号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	松 本 昌 子
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第15号

高石市農業委員会委員の任命について

次の者を高石市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	山 西 博 孝
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第16号

高石市教育委員会教育長の任命について

次の者を高石市教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	山 本 圭 作
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 本市教育委員会教育長の山本圭作氏の任期満了(令和8年6月30日)に伴い、その後任を任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第17号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、裏面のとおり協議する。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

大阪広域水道企業団規約新旧対照表

新	旧
<p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <p>岸和田市、泉大津市、八尾市、富田林市、箕面市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>	<p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</p>	

議案第18号

物品の購入について

次のとおり物品を購入する。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

- | | |
|----------|---|
| 1 購入の目的 | 電子黒板の購入 |
| 2 購入の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 購入の金額 | 47,256,000円 |
| 4 購入の相手方 | 大阪市福島区福島6丁目14番1号
株式会社大塚商会 LA 関西営業部
LA 関西営業部長 南 英和 |

提案理由 上記物品を購入するにつき、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

件名 電子黒板の購入

契約金額 47,256,000円(税込)

入札結果表

(単位：円)

	入札参加業者名	1回		備考
1	日本電通株式会社	¥56,240,000		
2	株式会社ライオン事務器 大阪本店	辞退		
3	株式会社大塚商会 LA 関西営業部	¥42,960,000	落札	
4	NEICS 合同会社	辞退		
5	株式会社堀通信 大阪支社	¥46,225,000		
6	シャープマーケティングジャパン株式会社	辞退		
7	アクセスコンピュータシステム株式会社	¥134,900,000		
8	株式会社内田洋行 大阪支店	¥59,400,000		

※ 契約金額は、入札書記載金額に10%に相当する額を加算した額である。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	山 路 駒 子
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 人権擁護委員のうち山路駒子氏の任期満了(令和8年12月31日)に伴い、その後任を推薦するにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	磯 部 浩 明
住 所	■ ■ ■ ■ ■ ■
生年月日	■ ■ ■ ■ ■ ■

提案理由 人権擁護委員のうち磯部浩明氏の任期満了(令和8年12月31日)に伴い、その後任を推薦するにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

報告第1号

高石市国民保護計画の変更の報告について

高石市国民保護計画の変更について別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 高石市国民保護計画を変更したため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により報告するものである。

高石市国民保護計画 変更概要

【変更の経緯】

高石市では、武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態に備えて、「国民保護法」（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律・平成16年法律第112号）に基づき、平成18年12月に「高石市国民保護計画」を策定しました。この度、国民の保護に関する基本指針や大阪府国民保護計画の変更及び本市の機構改革等があり、表記の追加及び変更等の必要が生じたため、本計画を一部変更するものです。

経過

平成18年7月 第1回高石市国民保護推進協議会開催
平成18年12月 高石市国民保護計画策定

高石市国民保護計画の構成

第1編 総論

- 総則
- 基本方針
- 関係機関の責務と役割
- 高石市の地理的、社会的特徴
- 高石市国民保護計画が対象とする事態
- 緊急対応事態への対応
- 用語の意義

第2編 武力攻撃事態等への対応

- 実施体制の確立
- 住民の避難
- 避難住民等の救援
- 武力攻撃災害への対応
- 国民生活の安定

第3編 平素からの備え

- 組織・体制の整備
- 避難・救援・災害対応
- 特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

- 施設の応急復旧
- 武力攻撃災害の復旧
- 国民保護措置に要した費用の支弁等
- 国民の権利利益の救済に係る手続き等

高石市国民保護計画 変更概要

- ◆国の定める「国民の保護に関する基本指針」及び「大阪府国民保護計画」変更等に伴うもの
 - ・新たな警報伝達手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の追記
 - ・安否情報の収集・提供に総務省（消防庁）が運用する安否情報システムの利用の追記
 - ・国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への出席を追記
 - ・その他関係法令等の改正に伴う修正
- ◆本市の機構改革等に伴う変更並びに表記の修正
 - ・国民保護措置等に対する本市及び堺市消防局の体制整備
 - ・本市の機構改革等に伴う整理
各部、課の名称、分掌事務の修正等
 - ・特殊標章の交付に関する権限の整理
- ◆統計数値等の時点修正
 - ・統計資料の時点修正等に伴う数値の変更

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

※緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

官邸から関係機関に、緊急情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。配信先ではアラーム等による注意喚起が行われる。

※安否情報システム

国民保護法に規定される安否情報の収集・提供等の事務を効率的に行うためのシステム。システムの主な機能は、安否情報の「入力」、「整理」、「報告」及び「提供」に分けられる。

※武力攻撃事態等合同対策協議会

国の現地対策本部長と関係地方公共団体の国民保護対策本部等が国民保護措置に関する情報の交換及び相互の協力を図るため必要に応じて開催される。

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第1章 総則 第1節 目的 (1頁)</p> <p>1 目的</p> <p>この計画は、高石市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とするものである。</p> <p>第2節 事態対処法制</p> <p>1 事態対処法</p> <p>平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下、事態対処法という）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。</p> <p>2 関連法制</p> <p>武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。</p>	<p>第1編 総論 第1章 総則 第1節 目的 (1頁)</p> <p>1 目的</p> <p>世界の恒久平和の実現は全人類の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。</p> <p>この計画は、高石市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とするものである。</p> <p>第2節 武力攻撃事態対処法制</p> <p>1 武力攻撃事態対処法</p> <p>平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。</p> <p>2 関連法制</p> <p>武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、武力攻撃事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。</p>	<p>現状に即し一部削除</p> <p>H28.4 府計画変更に伴う修正</p> <p>H28.4 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第1章 総則 第1節 目的 (3頁)</p> <p style="text-align: center;">《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>事 態 対 処 法</p> <p>武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>改 正 自 衛 隊 法</p> <p>防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>改 正 安 全 保 障 会 議 設 置 法</p> <p>武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>改 正 自 衛 隊 法</p> <p>防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>国民の保護のための法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>国 民 保 護 法</p> <p>住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>米 軍 行 動 関 連 措 置 法</p> <p>米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定。地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>改 正 自 衛 隊 法</p> <p>災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>海上輸送規制法</p> <p>海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>日米物品役務相互提供協定 (ACSA) を改定</p> <p>分野：共同訓練、PKO等、周辺事態以外に、武力攻撃事態等、国際貢献・大規模災害を追究 内容：食料、燃料、通信設備など以外に弾薬を追加</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>交通及び通信の総合的な調整等に関する法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>特 定 公 共 施 設 利 用 法</p> <p>特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海城、空域及び電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いて利用指針を策定</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>捕虜の取扱いに関する法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>捕 虜 取 扱 い 法</p> <p>捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>国 際 人 道 法 違 反 処 罰 法</p> <p>ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>国際人道法であるジュネーブ条約の追加議定書を締結</p> <p>ジュネーブ四条約 (1949) 国家間の武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の人道的待遇、非人道的行為の処罰等について規定（締結済）</p> <p>第一・第二追加議定書 (1977) 第二次世界大戦後の武力紛争の多様化に対応して諸条約を補充・拡充</p> </div>	<p>第1編 総論 第1章 総則 第1節 目的 (3頁)</p> <p style="text-align: center;">《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>武 力 攻 撃 事 態 対 処 法</p> <p>武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>改 正 自 衛 隊 法</p> <p>防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>改 正 安 全 保 障 会 議 設 置 法</p> <p>武力攻撃事態等の対処基本方針などを審議し首相へ答申</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>改 正 自 衛 隊 法</p> <p>防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化 知事は、要請に基づき、防衛施設に必要な土地を使用できる</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>国民の保護のための法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>国 民 保 護 法</p> <p>住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>米 軍 行 動 関 連 措 置 法</p> <p>米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定。地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>改 正 自 衛 隊 法</p> <p>災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>海上輸送規制法</p> <p>海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>日米物品役務相互提供協定 (ACSA) を改定</p> <p>分野：共同訓練、PKO等、周辺事態以外に、武力攻撃事態等、国際貢献・大規模災害を追究 内容：食料、燃料、通信設備など以外に弾薬を追加</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>交通及び通信の総合的な調整等に関する法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>特 定 公 共 施 設 利 用 法</p> <p>特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海城、空域及び電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等の意見を聴いて利用指針を策定</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>捕虜の取扱いに関する法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>捕 虜 取 扱 い 法</p> <p>捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>国 際 人 道 法 違 反 処 罰 法</p> <p>ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>国際人道法であるジュネーブ条約の追加議定書を締結</p> <p>ジュネーブ四条約 (1949) 国家間の武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の人道的待遇、非人道的行為の処罰等について規定（締結済）</p> <p>第一・第二追加議定書 (1977) 第二次世界大戦後の武力紛争の多様化に対応して諸条約を補充・拡充</p> </div>	<p>H28.4 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第1章 総則 第3節 国民保護措置等 (4頁)</p> <p>国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。</p> <p>武力攻撃等が発生した場合、国・府・市等は、以下のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。《図：国民保護措置等の実施の流れ》</p> <p>「武力攻撃」(我が国に対する外部からの武力攻撃)や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」(大規模テロ等)が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「事態対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p>	<p>第1編 総論 第1章 総則 第3節 国民保護措置等 (4頁)</p> <p>国民保護法では、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。</p> <p>武力攻撃等が発生した場合、国・府・市等は、以下のような流れで、国民保護措置等を実施することになる。《図：国民保護措置等の実施の流れ》</p> <p>「武力攻撃」(我が国に対する外部からの武力攻撃)や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」(大規模テロ等)が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「武力攻撃事態等対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p>	<p>H28.4 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第1章 総則 第3節 国民保護措置等 (5頁)</p> <p style="text-align: center;"><図：国民保護措置等実施の流れ></p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>第1編 総論 第1章 総則 第3節 国民保護措置等 (5頁)</p> <p style="text-align: center;"><図：国民保護措置等実施の流れ></p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p></p> <p style="color: red; font-size: small;">H28.4 府計画変更に伴う修正</p> <p style="color: red; font-size: small;">堺市高石市消防組合解散に伴う修正 市組織体制等変更に伴う修正</p> <p style="color: red; font-size: small;">H19.4 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第1章 総則 第4節 国民保護計画 (6頁)</p> <p>1 国民保護計画の策定の流れ</p> <p>国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。</p> <p>国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針（以下、「国民保護基本指針」という。）」を国が作成することになっており、平成17年3月に閣議決定された。</p> <p>知事は、これに基づいて、平成18年1月、「大阪府国民保護計画」を策定した。</p> <p>また、府計画との整合性を確保するとともに、市町村の計画づくりが円滑に進むよう、大阪府及び府内各ブロックから選出された8市で構成する「大阪府市町村国民保護研究会」が設置され、消防庁の「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月作成）を踏まえ、平成18年3月、「市町村国民保護計画（大阪府版基本モデル）」が作成された。</p> <p>市長は、これらを踏まえ、「国民保護協議会」を設置し、諮問したうえで、「高石市国民保護計画」を策定した。</p>	<p>第1編 総論 第1章 総則 第4節 国民保護計画 (6頁)</p> <p>1 国民保護計画の策定の流れ</p> <p>国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。</p> <p>国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針（以下、「国民保護基本指針」という。）」を国が作成することになっており、平成17年3月に閣議決定された。</p> <p>知事は、これに基づいて、平成18年1月、「大阪府国民保護計画」を策定した。</p> <p>また、府計画との整合性を確保するとともに、市町村の計画づくりが円滑に進むよう、大阪府及び府内各ブロックから選出された8市で構成する「大阪府市町村国民保護研究会」が設置され、消防庁の「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月作成）を踏まえ、平成18年3月、「市町村国民保護計画（大阪府版基本モデル）」が作成された。</p> <p>市長は、これらを踏まえ、「国民保護協議会」を設置し、諮問したうえで、「国民保護計画」を策定する。</p>	<p>現状に即し修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第1章 総則 第4節 国民保護計画 (7頁)</p> <p style="text-align: center;">《図：国民保護計画の策定の流れ》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center; color: red;">事態対処法 (15年6月成立・施行)</p> </div> <p style="font-size: small;">武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処手続などの基本的事項を規定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center;">国民保護法 (16年6月成立・9月施行)</p> </div> <p style="font-size: small;">武力攻撃等から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、「国民保護措置等」を実施することを規定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center;">国民保護基本指針 (17年3月 閣議決定)</p> </div> <p style="font-size: small;">国民保護措置等の実施に関する基本的方針、国民保護計画を作成する際の基準事項などを規定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center;">大阪府国民保護計画(18年1月 策定)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 20%;"> <p>市町村国民保護モデル計画 (消防庁・平成18年1月作成)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 20%;"> <p>市町村国民保護計画(大阪府版基本モデル) (大阪府市町村国民保護研究会・平成18年3月作成)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">高石市国民保護計画</p> <p style="font-size: x-small;">国民保護措置等の内容・実施方法・実施体制・関係機関との連携などを定める</p> </div> <div style="text-align: center; width: 10%;"> <p>← 諮問 答申 →</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">高石市国民保護協議会</p> <p style="font-size: x-small;">・国民保護法に基づく諮問機関 ・市長を会長に関係機関等で構成</p> </div> </div>	<p>第1編 総論 第1章 総則 第4節 国民保護計画 (7頁)</p> <p style="text-align: center;">《図：国民保護計画の策定の流れ》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center; color: red;">武力攻撃事態対処法 (15年6月成立・施行)</p> </div> <p style="font-size: small;">武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処手続などの基本的事項を規定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center;">国民保護法 (16年6月成立・9月施行)</p> </div> <p style="font-size: small;">武力攻撃等から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、「国民保護措置等」を実施することを規定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center;">国民保護基本指針 (17年3月 閣議決定)</p> </div> <p style="font-size: small;">国民保護措置等の実施に関する基本的方針、国民保護計画を作成する際の基準事項などを規定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center;">大阪府国民保護計画(18年1月 策定)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 20%;"> <p>市町村国民保護モデル計画 (消防庁・平成18年1月作成)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 20%;"> <p>市町村国民保護計画(大阪府版基本モデル) (大阪府市町村国民保護研究会・平成18年3月作成)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">高石市国民保護計画</p> <p style="font-size: x-small;">国民保護措置等の内容・実施方法・実施体制・関係機関との連携などを定める</p> </div> <div style="text-align: center; width: 10%;"> <p>← 諮問 答申 →</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">高石市国民保護協議会</p> <p style="font-size: x-small;">・国民保護法に基づく諮問機関 ・市長を会長に関係機関等で構成</p> </div> </div>	<p style="color: red; font-size: small;">H28.4 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第2章 基本方針 (11頁)</p> <p>7 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施 国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。 また、国民保護措置等を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用 武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置等の実施に際しては、地域防災計画その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。 また、これまでの自然災害への対応の中で培ってきた様々な経験の蓄積を活かしつつ、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。</p>	<p>第1編 総論 第2章 基本方針 (11頁)</p> <p>7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施 国民保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。 また、国民保護措置等を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用 武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置等の実施に際しては、地域防災計画その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。 また、阪神・淡路大震災の経験と復興の過程で培ってきた様々な蓄積を活かしつつ、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。</p>	<p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p> <p>現状に即し修正及び追記</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 第1節 関係機関の責務等 (12～13頁)</p> <p>4 消防局 受託市(堺市)が設置する消防局(以下「消防局」という。)は、武力攻撃災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。</p> <p>5 消防団 消防団は、市長の指揮の下、武力攻撃災害への対処を消防局と協力して行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。</p> <p>8 自衛隊 自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置等に関する要請を受けた場合で、防衛大臣が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民保護措置等を実施するものとされている。</p>	<p>第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 第1節 関係機関の責務等 (12～13頁)</p> <p>4 消防組合 消防組合は、武力攻撃災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。</p> <p>5 消防団 消防団は、武力攻撃災害への対処を消防本部と協力して行うとともに、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。</p> <p>8 自衛隊 自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置等に関する要請を受けた場合で、防衛庁長官が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民保護措置等を実施するものとされている。</p>	<p>堺市高石市消防組合解散に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う修正及び追記</p> <p>H19.4 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄																		
<p>第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 (14～15頁)</p> <p>国民保護措置等に関し、市、府、指定地方行政機関及び指定(地方)公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。</p> <p>1 地方公共団体</p> <table border="1" data-bbox="100 405 940 619"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	7 退避の指示、警戒区域の設定、 消防 、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施	(削除)	(削除)	<p>第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 (14～15頁)</p> <p>国民保護措置等に関し、市、消防組合、府、指定地方行政機関及び指定(地方)公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。</p> <p>1 地方公共団体</p> <table border="1" data-bbox="1048 405 1888 619"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他国民生活の安定に関する措置の実施</td> </tr> <tr> <td>消防組合</td> <td>1 警報等の伝達、避難住民の誘導、消火・救助・救急を含む武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他 国民生活の安定に関する措置の実施	消防組合	1 警報等の伝達、避難住民の誘導、消火・救助・救急を含む武力攻撃災害への対処に関する措置の実施	<p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う追記及び削除</p> <p>市組織体制等変更に伴う修正</p>						
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
市	7 退避の指示、警戒区域の設定、 消防 、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施																			
(削除)	(削除)																			
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
市	7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他 国民生活の安定に関する措置の実施																			
消防組合	1 警報等の伝達、避難住民の誘導、消火・救助・救急を含む武力攻撃災害への対処に関する措置の実施																			
<p>第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 第3節 関係機関の事務又は業務の大綱 (15～16頁)</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="100 788 940 995"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿中部防衛局</td> <td>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 (削除)</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 (削除)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業務又は業務の大綱	近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 (削除)	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 (削除)	<p>第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 第3節 関係機関の事務又は業務の大綱 (15～16頁)</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1048 788 1888 995"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪防衛施設局</td> <td>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業務又は業務の大綱	大阪防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策	<p>H19.12 府計画変更に伴う修正及び削除</p> <p>現状に即し削除</p>						
機関の名称	業務又は業務の大綱																			
近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 (削除)																			
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 (削除)																			
機関の名称	業務又は業務の大綱																			
大阪防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整																			
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策																			
<p>第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 (17頁)</p> <p>3 指定(地方)公共機関</p> <table border="1" data-bbox="100 1133 940 1378"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪広域水道企業団</td> <td>1 水の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>郵便事業者</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会</td> <td>1 避難行動要支援者等に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人 大阪府消防協会</td> <td>1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	大阪広域水道企業団	1 水の安定的な供給	郵便事業者	1 郵便の確保	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 避難行動要支援者等 に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力	公益財団法人 大阪府消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練	<p>第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 (17頁)</p> <p>3 指定(地方)公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1048 1133 1888 1347"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵政公社</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会</td> <td>1 要援護者支援等に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力</td> </tr> <tr> <td>財団法人 大阪府消防協会</td> <td>1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	日本郵政公社	1 郵便の確保	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 要援護者支援等 に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力	財団法人 大阪府消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練	<p>市組織体制等変更に伴う追記</p> <p>H19.12 府計画変更に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
大阪広域水道企業団	1 水の安定的な供給																			
郵便事業者	1 郵便の確保																			
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 避難行動要支援者等 に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力																			
公益財団法人 大阪府消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練																			
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
日本郵政公社	1 郵便の確保																			
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 要援護者支援等 に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力																			
財団法人 大阪府消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練																			

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第1節 地形 (18頁)</p> <p>本市は、大阪府の中南部に位置し、北部及び東部は堺市、南部は和泉市・泉大津市に隣接し、西部は大阪湾に臨み、面積11.30k㎡、東西6.1km、南北4.1kmである。</p> <p>本市の西部には、水路をはさんで、堺・泉北臨海工業地帯が造成され、臨海部の面積は4.93k㎡、内陸部は6.37k㎡で、臨海部が市域の44%を占めている。</p> <p>本市の地形は、全般に平坦で、最高点でも海拔20.8mにすぎず、山地や丘陵地は皆無である。</p> <p>河川は、中央部を流れる芦田川と南部を流れる王子川がある。</p> <p>東西南北各端の経度及び緯度は、次のとおりである。</p>	<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第1節 地形 (18頁)</p> <p>本市は、大阪府の中南部に位置し、北部および東部は堺市、南部は和泉市・泉大津市に隣接し、西部は大阪湾に臨み、面積11.35k㎡、東西6.1km、南北4.1kmである。</p> <p>本市の西部には、水路をはさんで、堺・泉北臨海工業地帯が造成され、臨海部の面積は5.26k㎡、内陸部は6.09k㎡で、臨海部が市域の46%を占めている。</p> <p>本市の地形は、全般に平坦で、最高点でも海拔20.8mにすぎず、山地や丘陵地は皆無である。地質は、洪積段丘、沖積低地、人工地形から形成されている。</p> <p>河川は、中央部を流れる芦田川と南部を流れる王子川がある。</p> <p>東西南北各端の経度及び緯度は、次のとおりである。</p>	<p>漢字表記へ修正 時点更新</p> <p>現状に即し一部削除</p>
<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第2節 気候 (18頁)</p> <p>夏は、高温多湿となり、冬は北ないし北西の季節風が時折強く吹くが、瀬戸内式気候であることから、気温の差も比較的少なく一般的に温暖であり、住宅地として適している。</p> <p>年間平均風速は2～3m/s程度で、海陸風の影響を受けて西寄り東寄りの風が吹くことが多い。また、降水量も年間1,300～1,400mm程度である。</p>	<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第2節 気候 (18頁)</p> <p>夏は、高温多湿となり、冬は北ないし北西の季節風が時折強く吹くが、瀬戸内式気候をしているところから、気温の差も比較的少なく一般的に温暖であり、住宅地として適している。</p> <p>年間平均風速は2～3m/s程度で、海陸風の影響を受けて西寄り東寄りの風が吹くことが多い。また、降水量も年間1,300～1,400mm程度である。</p>	<p>現状に即し修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第3節 人口 (19頁)</p> <p>1 常住人口 高石市の人口(令和7年1月1日現在)は55,968人となっている。 人口密度は市全体で見れば、5,000人/k㎡弱であるが、臨海部の面積が市域の半分近くを占めているため、内陸部だけでの人口密度をみると8,700人/k㎡を越え、相当高密度な市街地を形成している。</p> <p>2 昼間人口 令和2年の高石市の昼間人口は52,025人で、昼夜間人口比率(常住人口100人当たりの昼間人口の割合)は93.5となっている。流動人口は、流入人口が12,483人、流出人口が、21,250人で、流出人口の方が多くなっている。</p> <p>3 外国人登録者数 高石市の外国人登録者数(令和7年1月1日現在)は、776人となっている。これを国籍(出身地)別にみると、最も多いのは、韓国・朝鮮で178人(22.9%)、次いで中国の177人(22.8%)、ベトナムの156人(20.1%)、フィリピンの52人(6.7%)、ミャンマーの38人(4.9%)、インドネシアの36人(4.6%)、ネパールの33人(4.3%)、ブラジルの32人(4.1%)などとなっている。</p>	<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第3節 人口 (19頁)</p> <p>1 常住人口 高石市の人口(平成18年1月1日現在)は61,146人となっている。 人口密度は市全体で見れば、5,400人/k㎡弱であるが、臨海部の面積が市域の半分近くを占めているため、内陸部だけでの人口密度をみると10,000人/k㎡を越え、相当高密度な市街地を形成している。</p> <p>2 昼間人口 平成12年の高石市の昼間人口は56,569人で、昼夜間人工比率(常住人口100人当たりの昼間人口の割合)は91.4となっている。流動人口は、流入人口が15,878人、流出人口が、21,193人で、流出人口の方が多くなっている。</p> <p>3 外国人登録者数 高石市の外国人登録者数(平成18年1月1日現在)は、507人となっている。これを国籍(出身地)別にみると、最も多いのは、韓国・朝鮮で280人(55.2%)、次いで中国の128人(25.2%)、フィリピンの40人(7.9%)、ブラジルの14人(2.8%)、米国の13人(2.6%)などとなっている。</p>	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新に伴う追記</p>
<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第4節 道路の位置等 (19頁)</p> <p>2 主な一般道路 主要幹線道路は、南北方向に国道26号、府道大阪臨海線、府道堺阪南線、府道大阪和泉南線、市道南海中央線、東西方向に府道新信太高石線(高石北線)、府道泉大津美原線、市道新村北線、市道高石臨港線がある。</p> <p>3 自動車保有台数 令和7年3月末現在、市内で17,998台の自動車保有されており、その内訳は、貨物用自動車2,383台、乗合用自動車43台、乗用自動車13,807台、特殊用途車1,208台、二輪車557台である(近畿運輸局大阪運輸支局)</p>	<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第4節 道路の位置等 (19頁)</p> <p>2 主な一般道路 主要幹線道路は、南北方向に国道26号線、府道大阪臨海線、府道堺阪南線、府道大阪和泉南線、東西方向に府道信太高石線、府道泉大津美原線がある。</p> <p>3 自動車保有台数 平成17年3月末現在、市内で26,763台の自動車が保有されており、その内訳は、貨物用自動車4,753台、乗合用自動車30台、乗用自動車20,518台、特殊用途車1,044台、二輪車418台である(近畿運輸局大阪運輸局支局、市税務課調べ)</p>	<p>現状に即し追記及び修正</p> <p>時点更新</p> <p>現状に即し修正及び削除</p>
<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第5節 鉄道、港湾の位置等 (20頁)</p> <p>1 鉄道 鉄道は、南海線、南海高師浜線、JR阪和線、JR羽衣線がある。</p>	<p>第1編 総論 第4章 高石市の地理的、社会的特徴 第5節 鉄道、港湾の位置等 (20頁)</p> <p>1 鉄道 鉄道は、南海本線、南海高師浜支線、JR阪和線、JR羽衣支線がある。</p>	<p>現状に即し修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第1編 総論 第5章 高石市国民保護計画が対象とする事態 第1節 武力攻撃事態 (23頁)</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃</p> <p>弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核、生物、化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているとされている。</p> <p>イ 想定される主な被害</p> <p>通常弾頭の場合にはNBC (Nuclear (核)・Biological (生物)、Chemical (化学)) 弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。</p>	<p>第1編 総論 第5章 高石市国民保護計画が対象とする事態 第1節 武力攻撃事態 (23頁)</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃</p> <p>弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核、生物、化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているとされている。</p> <p>イ 想定される主な被害</p> <p>通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。</p>	<p>現状に即し追記</p>
<p>第1編 総論 第5章 高石市国民保護計画が対象とする事態 第3節 NBC兵器による攻撃 (27頁)</p> <p>キ 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>第1編 総論 第5章 高石市国民保護計画が対象とする事態 第3節 NBC兵器による攻撃 (27頁)</p>	<p>H26.11 及び H28.4 府計画変更に伴う追記</p>


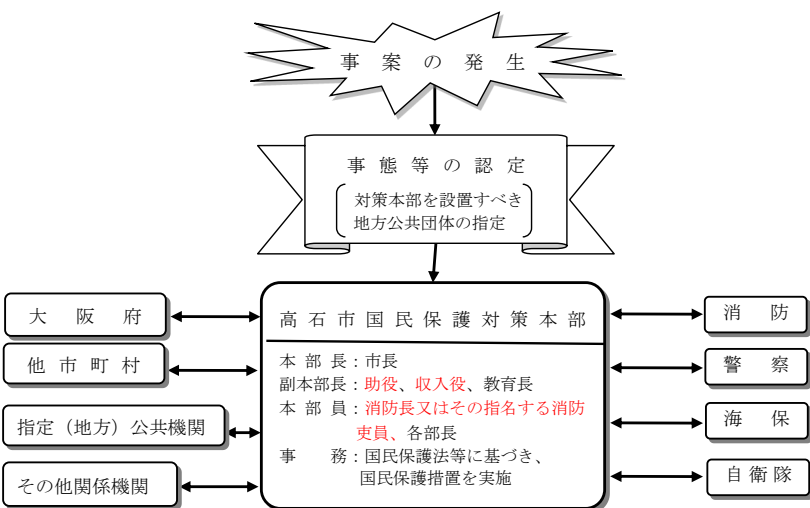
高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄																																																
<p>第1編 総論 第7章 用語の意義 (33～35頁)</p>	<p>第1編 総論 第7章 用語の意義 (32～34頁)</p>																																																	
<p>この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。</p>	<p>この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 269 338 304">用 語</th> <th data-bbox="338 269 978 304">意 義 及 び 用 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 304 338 339">市長等</td> <td data-bbox="338 304 978 339">高石市長及び市の他の執行機関の長を指す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 339 338 480">対策本部(長)</td> <td data-bbox="338 339 978 480">国では事態対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市対策本部(長)」と表記している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 480 338 791">国民保護措置</td> <td data-bbox="338 480 978 791">対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同項第6号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 791 338 858">指定行政機関</td> <td data-bbox="338 791 978 858">省庁など、国の行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 858 338 893">指定地方行政機関</td> <td data-bbox="338 858 978 893">国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 893 338 1015">指定公共機関</td> <td data-bbox="338 893 978 1015">独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1015 338 1082">海上保安部等</td> <td data-bbox="338 1015 978 1082">大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1082 338 1149">海上保安部長等</td> <td data-bbox="338 1082 978 1149">大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長、堺海上保安署長及び岸和田海上保安署長をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1149 338 1184">(削除)</td> <td data-bbox="338 1149 978 1184">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1184 338 1289">消防機関</td> <td data-bbox="338 1184 978 1289">市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1289 338 1324">消防局</td> <td data-bbox="338 1289 978 1324">受託市(堺市)が設置する消防局を指す。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 義 及 び 用 法	市長等	高石市長及び市の他の執行機関の長を指す。	対策本部(長)	国では 事態対策本部 (長)又は緊急処理事態対策本部(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市対策本部(長)」と表記している。	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する 国民保護法第2条第3項 に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同項第6号 に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。	海上保安部等	大阪海上保安監部、 関西空港海上保安航空基地 、堺海上保安署及び 岸和田海上保安署 をいう。	海上保安部長等	大阪海上保安監部長、 関西空港海上保安航空基地長 、堺海上保安署長及び 岸和田海上保安署長 をいう。	(削除)	(削除)	消防機関	市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。	消防局	受託市(堺市)が設置する消防局を指す。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1046 269 1281 304">用 語</th> <th data-bbox="1281 269 1944 304">意 義 及 び 用 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1046 304 1281 339">市長等</td> <td data-bbox="1281 304 1944 339">市長及び市の他の執行機関の長を指す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 339 1281 480">対策本部(長)</td> <td data-bbox="1281 339 1944 480">国では武力攻撃事態等対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市対策本部(長)」と表記している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 480 1281 791">国民保護措置</td> <td data-bbox="1281 480 1944 791">対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1項に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 791 1281 858">指定行政機関</td> <td data-bbox="1281 791 1944 858">省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 858 1281 893">指定地方行政機関</td> <td data-bbox="1281 858 1944 893">国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 893 1281 1015">指定公共機関</td> <td data-bbox="1281 893 1944 1015">独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 1015 1281 1082">海上保安部等</td> <td data-bbox="1281 1015 1944 1082">大阪海上保安監部及び堺海上保安署をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 1082 1281 1149">海上保安部長等</td> <td data-bbox="1281 1082 1944 1149">大阪海上保安監部長及び堺海上保安署長をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 1149 1281 1184">消防組合</td> <td data-bbox="1281 1149 1944 1184">堺市高石市消防組合をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 1184 1281 1289">消防機関</td> <td data-bbox="1281 1184 1944 1289">堺市高石市消防組合消防本部、各消防署及び高石市消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 1289 1281 1324">消防長</td> <td data-bbox="1281 1289 1944 1324">堺市高石市消防組合消防本部消防長をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 義 及 び 用 法	市長等	市長及び市の他の執行機関の長を指す。	対策本部(長)	国では 武力攻撃事態等対策本部 (長)又は緊急処理事態対策本部(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市対策本部(長)」と表記している。	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する 事態対処法第22条第1項 に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同号へ に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。	海上保安部等	大阪海上保安監部及び堺海上保安署をいう。	海上保安部長等	大阪海上保安監部長及び堺海上保安署長をいう。	消防組合	堺市高石市消防組合をいう。	消防機関	堺市高石市消防組合消防本部、各消防署及び高石市消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。	消防長	堺市高石市消防組合消防本部消防長をいう。	<p>現状に即し修正 H28.4 府計画変更に伴う修正</p> <p>H28.4 府計画変更に伴う文言修正</p> <p>H28.4 府計画変更に伴う修正</p> <p>現状に即し追記</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う修正</p>
用 語	意 義 及 び 用 法																																																	
市長等	高石市長及び市の他の執行機関の長を指す。																																																	
対策本部(長)	国では 事態対策本部 (長)又は緊急処理事態対策本部(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市対策本部(長)」と表記している。																																																	
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する 国民保護法第2条第3項 に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同項第6号 に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。																																																	
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
海上保安部等	大阪海上保安監部、 関西空港海上保安航空基地 、堺海上保安署及び 岸和田海上保安署 をいう。																																																	
海上保安部長等	大阪海上保安監部長、 関西空港海上保安航空基地長 、堺海上保安署長及び 岸和田海上保安署長 をいう。																																																	
(削除)	(削除)																																																	
消防機関	市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。																																																	
消防局	受託市(堺市)が設置する消防局を指す。																																																	
用 語	意 義 及 び 用 法																																																	
市長等	市長及び市の他の執行機関の長を指す。																																																	
対策本部(長)	国では 武力攻撃事態等対策本部 (長)又は緊急処理事態対策本部(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市対策本部(長)」と表記している。																																																	
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する 事態対処法第22条第1項 に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同号へ に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。																																																	
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 武力攻撃事態対処法 施行令で定めるものをいう。																																																	
海上保安部等	大阪海上保安監部及び堺海上保安署をいう。																																																	
海上保安部長等	大阪海上保安監部長及び堺海上保安署長をいう。																																																	
消防組合	堺市高石市消防組合をいう。																																																	
消防機関	堺市高石市消防組合消防本部、各消防署及び高石市消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。																																																	
消防長	堺市高石市消防組合消防本部消防長をいう。																																																	

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第1節 実施体制の確立（36頁）</p> <p>1 市の実施体制</p> <p>武力攻撃事態等における市の実施体制については、多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がある場合は、市国民保護対策本部を設置するが、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、高石市地域防災計画に基づく、市災害対策本部又は市災害警戒本部を、必要な期間、設置する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第1節 実施体制の確立（35頁）</p> <p>1 市の実施体制</p> <p>武力攻撃事態等における市の実施体制については、多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がある場合は、市国民保護対策本部を設置するが、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策本部又は危機管理対策本部を、必要な期間、設置する。</p>	<p>現状に即し追記及び修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第1節 実施体制の確立（37～38頁）</p> <p>≪図：事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合≫</p>  <p>(2) 原因不明の事案が発生した場合</p> <p>ア 初動連絡体制</p> <p>多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、高石市地域防災計画に基づく市災害対策指令部長（危機管理監）は直ちに市長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、既存の防災・危機管理組織を活用するなどして、速やかに必要な初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。</p> <p>イ 市災害対策本部・市災害警戒本部</p> <p>原因不明の事案が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該原因不明の事案が発生した場合における事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施する。また、該当しない場合にあっては、市災害警戒本部を設置するなどして、関係機関との調整等に基づき、消防法、その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。</p> <p>なお、市災害対策本部又は市災害警戒本部を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があった場合は、市災害対策本部又は市災害警戒本部を廃止し、直ちに市国民保護対策本部を設置する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第1節 実施体制の確立（36頁）</p> <p>≪図：事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合≫</p>  <p>(2) 原因不明の事案が発生した場合</p> <p>ア 市防災・危機管理対策指令部</p> <p>多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、指令部長（総務部長）は直ちに市長へ報告し、指示を受け、市防災・危機管理対策指令部会議を開催し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。</p> <p>イ 市災害対策本部・市危機管理対策本部</p> <p>原因不明の事案が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該原因不明の事案が発生した場合における事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施する。また、該当しない場合にあっては、市危機管理対策本部を設置するなどして、関係機関との調整等に基づき、消防法、その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。</p> <p>なお、市災害対策本部又は市危機管理対策本部を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があった場合は、市災害対策本部又は市危機管理対策本部を廃止し、直ちに市国民保護対策本部を設置する。</p>	<p>市組織体制等変更に伴う修正 堺市高石市消防組合解散に伴う修正</p> <p>現状に即し修正</p> <p>現状に即し修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第1節 実施体制の確立 (39頁)</p> <p>≪図：原因不明の事案が発生した場合≫</p> <p>大阪府 他市町村 指定(地方)公共機関 その他関係機関</p> <p>消防 警察 海保 自衛隊</p> <p>高石市国民保護対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、参与、危機管理監 本部長：各部長、堺市高石消防署長、高石市消防団長、議会事務局長 事務：国民保護法等に基づき、国民保護措置を実施</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第1節 実施体制の確立 (38頁)</p> <p>≪図：原因不明の事案が発生した場合≫</p> <p>大阪府 他市町村 指定(地方)公共機関 その他関係機関</p> <p>消防 警察 海保 自衛隊</p> <p>高石市国民保護対策本部 本部長：市長 副本部長：助役、収入役、教育長 本部長：各部長 事務：災害対策基本法等又は消防法等関係法令に基づき、応急対策を実施</p>	<p>現状に即し修正</p> <p>現状に即し修正 市組織体制等変更に伴う修正 堺市高石市消防組合解散に伴う修正</p> <p>市組織体制等変更に伴う修正 堺市高石市消防組合解散に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄												
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 高石市国民保護対策本部の設置等 (40頁)</p> <p>1 市国民保護対策本部の設置</p> <p>市長は、内閣総理大臣から総務大臣(消防庁)・知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。</p> <p>(1) 市対策本部の組織等</p> <p>ア 市対策本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="152 459 913 695"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長、参与、危機管理監</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総合政策部長、総務部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、 子ども未来部長、議会事務局長、堺市高石消防署長、高石市消防団長</td> </tr> </table> <p>イ 市対策本部の所掌事務</p> <p>ウ 市対策本部会議</p> <p>市対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長は、副本部長及び本部員を招集して、市対策本部会議を開催する。</p> <p>なお、本部長は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や府、公共機関の職員の出席を求める。</p> <p>エ 市対策本部の事務局</p> <p>本部長の意思決定を補佐するとともに、市対策本部の事務を処理するため、市対策本部の事務局を危機管理課に置き、事務局は地域防災計画に準じ編成する。</p>	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長、参与、危機管理監	本部員	総合政策部長、総務部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、 子ども未来部長、議会事務局長、堺市高石消防署長、高石市消防団長	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 高石市国民保護対策本部の設置等 (39頁)</p> <p>1 市国民保護対策本部の設置</p> <p>市長は、内閣総理大臣から総務大臣(消防庁)・知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。</p> <p>(1) 対策本部の組織等</p> <p>ア 対策本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1144 459 1848 695"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>助役、収入役、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>消防長又はその指名する消防吏員、総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長</td> </tr> </table> <p>イ 対策本部の所掌事務</p> <p>ウ 対策本部会議</p> <p>対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催する。</p> <p>なお、本部長は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や府、公共機関の職員の出席を求める。</p> <p>エ 対策本部の事務局</p> <p>本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置く。事務局は指令部が担当し、事務局長は指令部長、事務局次長は指令部副部長、事務局員は各指令部員を充て、事務局に統括班、総務班、情報班、報道班を置く。</p>	本部長	市長	副本部長	助役、収入役、教育長	本部員	消防長又はその指名する消防吏員、総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長	<p>現状に即し修正</p> <p>市組織体制等変更に伴う修正 堺市高石市消防組合解散に伴う修正</p> <p>現状に即し修正</p> <p>現状に即し修正</p>
本部長	市長													
副本部長	副市長、教育長、参与、危機管理監													
本部員	総合政策部長、総務部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、 子ども未来部長、議会事務局長、堺市高石消防署長、高石市消防団長													
本部長	市長													
副本部長	助役、収入役、教育長													
本部員	消防長又はその指名する消防吏員、総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長													

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 高石市国民保護対策本部の設置等（40～41頁）</p> <p>(2) 市対策本部長の権限 市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置を的確かつ迅速な実施を図る。</p> <p>(3) 市対策本部の開設手順等 ア 市対策本部員の参集 事務局は、市対策本部員等に対し、あらかじめ作成する連絡網に基づき、参集するよう連絡する。</p> <p>イ 職員の配備 本部長は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 高石市国民保護対策本部の設置等（40頁）</p> <p>(2) 対策本部長の権限 本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、国民保護措置の的確かつ迅速に実施する。</p> <p>(3) 対策本部の開設手順等 ア 対策本部員の参集 市対策指令部は、市対策本部員等に対し、あらかじめ作成する連絡網に基づき、参集するよう連絡する。</p> <p>イ 職員の配備 本部長は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。</p>	<p>現状に即し修正 H19.4 府計画変更に伴う修正</p> <p>現状に即し修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄																																
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 高石市国民保護対策本部の設置等 (42頁)</p> <table border="1" data-bbox="224 255 958 837"> <thead> <tr> <th>事態等の発生場所</th> <th>配 備 基 準</th> <th>配備体制※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td>大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき</td> <td>非常配備2号</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき</td> <td>非常配備1号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">域内</td> <td>(削除)</td> <td rowspan="2">警戒配備2号</td> </tr> <tr> <td>市域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の市町村</td> <td>近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき</td> <td rowspan="2">警戒配備1号</td> </tr> <tr> <td>近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高石市地域防災計画「職員の動員体制及び参集体制」による</p> <p>ウ 市対策本部の開設</p> <p>(7) 事務局は、市地域防災計画に準じ市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。</p> <p>この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認する。</p> <p>(4) 本部長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡するとともに、府に対しても、連絡する。</p> <p>エ 市対策本部の予備開設施設の確保</p> <p>市長は、庁舎が被災した場合など市対策本部を庁舎内に開設できない場合は、あらかじめ指定した予備施設において市対策本部を開設する。</p> <p>また、市域を越える避難が必要で、市域内に市対策本部を開設することができない場合には、知事及び避難先の市町村長と市対策本部の開設場所について協議を行う。</p>	事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制※	市	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常配備2号	武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常配備1号	域内	(削除)	警戒配備2号	市域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき	他の市町村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	警戒配備1号	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 高石市国民保護対策本部の設置等 (41頁)</p> <table border="1" data-bbox="1176 255 1910 837"> <thead> <tr> <th>事態等の発生場所</th> <th>配 備 基 準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき</td> <td>非常3号</td> </tr> <tr> <td>中規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき</td> <td>非常2号</td> </tr> <tr> <td>小規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき</td> <td rowspan="2">非常1号</td> </tr> <tr> <td>市域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の市町村</td> <td>近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき</td> <td>警戒2号</td> </tr> <tr> <td>近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき</td> <td>警戒1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 市対策本部の開設</p> <p>(7) 市対策指令部は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。</p> <p>この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認する。</p> <p>(4) 本部長は、市対策本部を設置したときは、市議会に対策本部を設置した旨を連絡するとともに、府に対しても、連絡する。</p> <p>エ 市対策本部の予備開設施設の確保</p> <p>市長は、庁舎が被災した場合など市対策本部を庁舎内に開設できない場合は、あらかじめ指定した予備施設において対策本部を開設する。</p> <p>また、市域を越える避難が必要で、市域内に市対策本部を開設することができない場合には、知事及び避難先の市町村長と市対策本部の開設場所について協議を行う。</p>	事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制	市	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常3号	中規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常2号	小規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常1号	市域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき	他の市町村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	警戒2号	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	警戒1号	<p>H22.3 府計画変更に伴う修正及び削除 現状に即し修正</p> <p>現状に即し追記</p> <p>現状に即し修正及び追記</p>
事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制※																																
市	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常配備2号																																
	武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常配備1号																																
域内	(削除)	警戒配備2号																																
	市域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき																																	
他の市町村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	警戒配備1号																																
	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき																																	
事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制																																
市	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常3号																																
	中規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常2号																																
	小規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常1号																																
市域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき																																		
他の市町村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	警戒2号																																
	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	警戒1号																																

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄												
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 高石市国民保護対策本部の設置等（42～43頁）</p> <p>2 初動連絡体制会議の開催</p> <p>多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、指令部長（危機管理監）は、副指令部長及び指令部員を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。</p> <p>また、国（消防庁）、府、他の市町村、指定（地方）公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。</p> <p>(1) 初動連絡体制の組織</p> <table border="1" data-bbox="197 544 875 683"> <tr> <td>指令部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>副指令部長</td> <td>危機管理課長</td> </tr> <tr> <td>指令部員</td> <td>総務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、土木管理課長、下水道課長</td> </tr> </table> <p>(2) 初動連絡体制の所掌事務</p> <p>3 市災害対策本部・市災害警戒本部の設置</p> <p>市長又は副市長は、前記第1節1（2）イに定めるところに従い、市災害対策本部又は市災害警戒本部を設置する。その組織、所掌事務等については、市災害対策本部条例又は市地域防災計画に定めるとおりとする。</p>	指令部長	危機管理監	副指令部長	危機管理課長	指令部員	総務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、 土木管理課長 、下水道課長	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第2節 高石市国民保護対策本部の設置等（42頁）</p> <p>2 市防災・危機管理対策指令部会議の開催</p> <p>多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、市対策指令部長は、副部長及び部員を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。</p> <p>また、国（消防庁）、府、他の市町村、指定（地方）公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。</p> <p>(1) 指令部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1144 544 1823 683"> <tr> <td>部長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>部員</td> <td>庶務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、土木公園課長、</td> </tr> </table> <p>(2) 指令部の所掌事務</p> <p>3 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置</p> <p>市長は、前記第1節1（2）イに定めるところに従い、市災害対策本部又は市危機管理対策本部を設置する。その組織、所掌事務等については、市災害対策本部条例又は市危機管理対策本部設置要綱に定めるとおりとする。</p>	部長	総務部長	副部長	環境保全課長	部員	庶務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、 土木公園課長 、	<p>現状に即し修正</p> <p>現状に即し修正 市組織体制等変更に伴う修正</p> <p>現状に即し修正</p>
指令部長	危機管理監													
副指令部長	危機管理課長													
指令部員	総務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、 土木管理課長 、下水道課長													
部長	総務部長													
副部長	環境保全課長													
部員	庶務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、 土木公園課長 、													

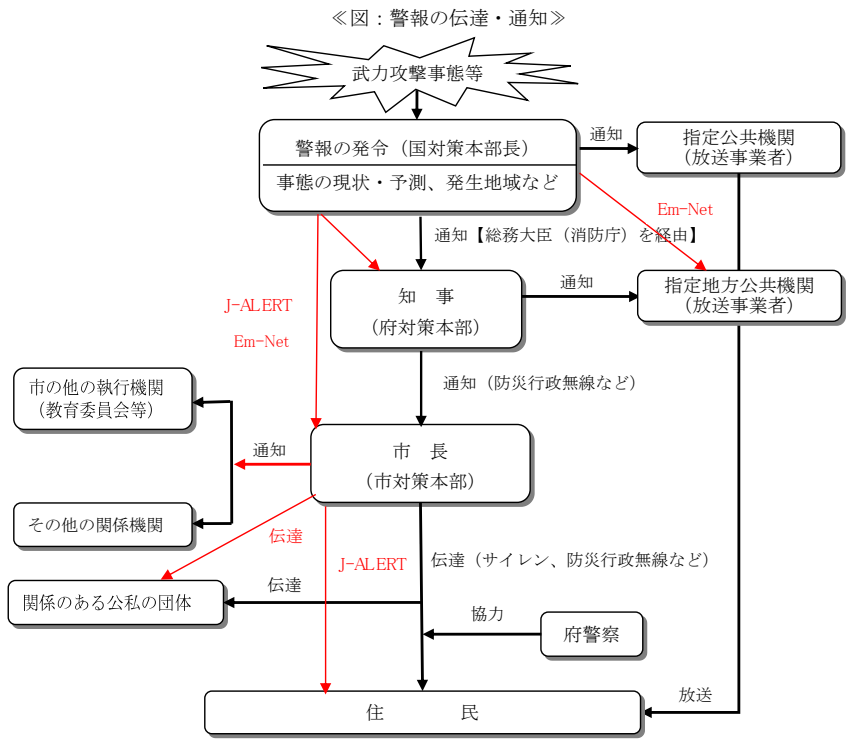
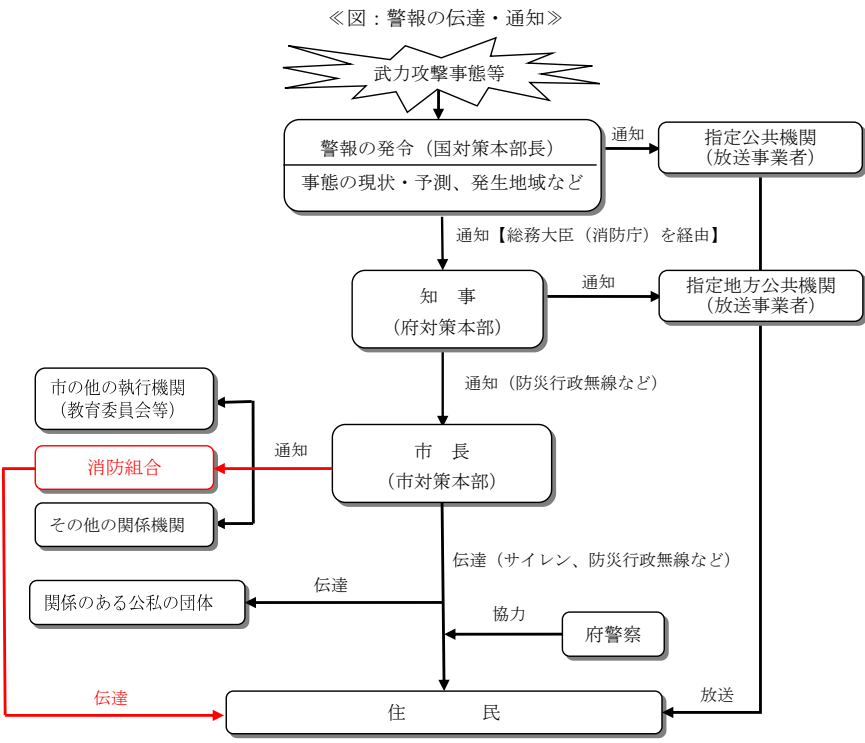
高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第3節 関係機関との連携協力の確保 (43～44頁)</p> <p>1 国・府の対策本部との連携</p> <p>市は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。</p> <p>また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p style="color: red;">さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等</p> <p>市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛大臣に要請するよう求める。</p> <p>ただし、上記の求めができないときは、その旨及び市域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣（市域を担当区域とする地方協力本部長又は市国民保護協議会条例に基づく市協議会の委員たる隊員）に対して連絡する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第3節 関係機関との連携協力の確保 (43頁)</p> <p>1 国・府の対策本部との連携</p> <p>市は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。</p> <p>また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等</p> <p>市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛庁長官に要請するよう求める。</p> <p>ただし、上記の求めができないときは、その旨及び市域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を市域を担当区域とする地方協力本部長又は市協議会の委員たる隊員に対して連絡する。</p>	<p style="color: red;">H22.3 府計画変更に伴う追記</p> <p style="color: red;">H19.4 府計画変更に伴う修正 現状に即し修正及び追記</p>
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第3節 関係機関との連携協力の確保 (46頁)</p> <p style="text-align: center;">《図：関係機関相互の連携協力》</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第3節 関係機関との連携協力の確保 (46頁)</p> <p style="text-align: center;">《図：関係機関相互の連携協力》</p>	<p style="color: red;">H19.4 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄				
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（47頁）</p> <p>1 警報</p> <p>(1) 警報の伝達・通知の流れ</p> <table border="1" data-bbox="120 304 896 408"> <tr> <td data-bbox="120 304 286 408">市長</td> <td data-bbox="286 304 896 408">知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知</td> </tr> </table> <p>(2) 伝達・通知先</p> <p>市長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、病院、学校など）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会など）、その他の関係機関（保育園など）に通知する。</p>	市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（47頁）</p> <p>1 警報</p> <p>(1) 警報の伝達・通知の流れ</p> <table border="1" data-bbox="1066 304 1841 408"> <tr> <td data-bbox="1066 304 1232 408">市長</td> <td data-bbox="1232 304 1841 408">知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、消防組合、その他の関係機関に通知</td> </tr> </table> <p>(2) 伝達・通知先</p> <p>市長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体（自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、病院、学校など）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会など）、消防組合、その他の関係機関（保育園など）に通知する。</p>	市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、 消防組合 、その他の関係機関に通知	<p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p>
市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知					
市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、 消防組合 、その他の関係機関に通知					

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（48～49頁）</p> <p>《図：警報の伝達・通知》</p>  <p>(3) 伝達・通知方法</p> <p>ア 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話の一斉メール、LINE 等、市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。</p> <p>イ 市長は、市職員及び消防団長を指揮し、また、消防局と緊密な連携を図り、あるいは自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。</p> <p>この場合において、消防局は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、府警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（48～49頁）</p> <p>《図：警報の伝達・通知》</p>  <p>(3) 伝達・通知方法</p> <p>ア 市長は、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話の一斉メール等、市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。</p> <p>イ 市長及び消防組合管理者は、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。</p> <p>この場合において、消防組合は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、府警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。</p>	<p>H26.11 府計画変更に伴う追記 (J-ALERT、Em-net)</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う追記</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（49～50頁）</p> <p>ウ 同報系防災行政無線等での伝達は、原則として、以下の要領により行う。</p> <p>(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれない場合 原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線等やホームページへの掲載等の手段により周知するが、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知する。 また、(ア)、(イ)の場合とも、サイレンの使用にあたっては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したことを示すサイレンのパターン及び音色をあらかじめ住民に周知しておく。</p> <p>(4) 避難行動要支援者への伝達 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。</p> <p>ア 在宅の避難行動要支援者 市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット（ホームページ）、戸別訪問などにより伝達する。</p> <p>イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者 市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議のうえ、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ、インターネット（ホームページ）等により、伝達する。</p> <p>ウ 日本語の理解が十分でない外国人 市は、防災行政無線、広報車、インターネット（ホームページ）等による情報伝達にあたり、外国人にも分かりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な伝達に努める。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（49頁）</p> <p>ウ 同報系防災行政無線等での伝達は、原則として、以下の要領により行う。</p> <p>(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれない場合 原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線等やホームページへの掲載等の手段により周知する。 なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知する。</p> <p>(4) 災害時要援護者への伝達 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。</p> <p>ア 在宅の災害時要援護者 市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意したうえで、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、また、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより伝達する。</p> <p>イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者 市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議のうえ、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ、インターネット等により、伝達する。</p> <p>ウ 日本語の理解が十分でない外国人 市は、防災行政無線、広報車、インターネット等による情報伝達にあたり、外国人にも分かりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な伝達に努める。</p>	<p>府計画に即し修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p> <p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p> <p>現状に即し追記</p> <p>現状に即し修正</p>
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（50頁）</p> <p>2 緊急通報</p> <p>(1) 武力攻撃災害の兆候の通報</p> <p>ア 発見者の通報 武力攻撃災害の兆候（武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防職員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。</p> <p>イ 市長への通報 消防職員、警察官、海上保安官は、発見者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報し、市長に通報することができないときは、速やかに、知事に通報することとされている。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（50頁）</p> <p>2 緊急通報</p> <p>(1) 武力攻撃災害の兆候の通報</p> <p>ア 発見者の通報 武力攻撃災害の兆候（武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。</p> <p>イ 市長への通報 消防吏員、警察官、海上保安官は、発見者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報し、市長に通報することができないときは、速やかに、知事に通報することとされている。</p>	<p>現状に即し修正</p> <p>現状に即し修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（52頁）</p> <p>(3) 緊急通報の伝達・通知 緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様とする。</p> <p>《図：緊急通報の流れ》</p> <p>The flowchart for the new process shows the following steps: 1. Trigger: 武力攻撃災害の兆候など (Signs of armed attack disaster). 2. Reporter: 発見者 (Discoverer) reports to 消防職員, 警察官, 海上保安官 (Firefighters, Police, Maritime Security). 3. City: 市 長 (Mayor) is notified. 4. City Office: 知 事 (City Office) is notified. 5. Other Agencies: 関係機関 (Related agencies) are notified. 6. Emergency Order: 緊急通報の発令 (知事) (Emergency notification order by City Office). 7. Reporting: 国対策本部長 (National Countermeasures Chief) and 指定(地方)公共機関 (指定(地方)公共機関 (Broadcasting companies)) are notified. 8. City Office: 市 長 (Mayor) is notified. 9. Other Agencies: 府の他の執行機関 (公安委員会・教育委員会) (Other prefectural executive agencies (Public Safety Commission, Education Commission)) and 市の他の執行機関 (市の他の執行機関 (Other city executive agencies)) are notified. 10. Delivery: 府警察 (Prefectural Police) and 消防組合 (Fire and Disaster Prevention Association) assist in 伝達 (Delivery) to 住民等 (Residents).</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第1節 警報及び緊急通報（51頁）</p> <p>(3) 緊急通報の伝達・通知 緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様とする。</p> <p>《図：緊急通報の流れ》</p> <p>The flowchart for the old process is identical to the new one, but with a red box around '消防組合' (Fire and Disaster Prevention Association) in the delivery step, and a red arrow pointing to it from the '伝達' (Delivery) step.</p>	<p>現状に即し修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄												
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第2節 避難の指示・退避の指示（53頁）</p> <p>1 避難の指示</p> <p>(1) 避難の指示の流れ</p> <table border="1" data-bbox="120 304 931 922"> <tr> <td data-bbox="120 304 286 579">国対策本部長</td> <td data-bbox="286 304 931 579"> <p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示するとされている。</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 579 286 818">知事</td> <td data-bbox="286 579 931 818"> <p>避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示するとされている。</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 818 286 922">市長</td> <td data-bbox="286 818 931 922"> <p>避難の指示の通知を受けたときは、府警察の協力を得て、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。この際、警報・緊急通報の伝達と同様、避難行動要支援者への迅速かつ確実な伝達に配慮する。</p> </td> </tr> </table>	国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示するとされている。</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 	知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示するとされている。</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 	市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、府警察の協力を得て、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。この際、警報・緊急通報の伝達と同様、避難行動要支援者への迅速かつ確実な伝達に配慮する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第2節 避難の指示・退避の指示（52頁）</p> <p>1 避難の指示</p> <p>(1) 避難の指示の流れ</p> <table border="1" data-bbox="1066 304 1877 922"> <tr> <td data-bbox="1066 304 1232 579">国対策本部長</td> <td data-bbox="1232 304 1877 579"> <p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 579 1232 818">知事</td> <td data-bbox="1232 579 1877 818"> <p>避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 818 1232 922">市長</td> <td data-bbox="1232 818 1877 922"> <p>避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び関係のある公私の団体へ伝達</p> </td> </tr> </table>	国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 	知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 	市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び関係のある公私の団体へ伝達</p>	<p>現状に即し修正</p> <p>現状に即し修正</p> <p>府計画に即し修正及び追記</p>
国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示するとされている。</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 													
知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示するとされている。</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 													
市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、府警察の協力を得て、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。この際、警報・緊急通報の伝達と同様、避難行動要支援者への迅速かつ確実な伝達に配慮する。</p>													
国対策本部長	<p>警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置を指示</p> <p>【避難措置の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難が必要な地域（要避難地域） ○住民の避難先となる地域（避難経路地域を含む）（避難先地域） ○住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 													
知事	<p>避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示</p> <p>【避難の指示の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国対策本部長から示された避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○避難のための交通手段 ○その他避難の方法 													
市長	<p>避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び関係のある公私の団体へ伝達</p>													

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第2節 避難の指示・退避の指示（54頁）</p> <p>(2) 避難の指示に伴う措置</p> <p>ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。</p> <p>また、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市長は知事の要請を受け、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な措置をとるものとする。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第2節 避難の指示・退避の指示（53頁）</p> <p>(2) 避難の指示に伴う措置</p> <p>ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。</p>	<p>H26.11 府計画変更に伴う追記</p>
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第2節 避難の指示・退避の指示（56頁）</p> <p>(4) 安全の確保等</p> <p>イ 市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は必要に応じて、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第2節 避難の指示・退避の指示（55頁）</p> <p>(4) 安全の確保等</p> <p>イ 市職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長及び消防組合管理者は必要に応じて、消防機関、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>	<p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（57頁）</p> <p>1 避難誘導の流れ</p> <p>(1) 市長は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、関係機関に通知する。</p> <p>(2) 市長は、避難実施要領に定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、また、消防局との緊密な連携を図り、避難住民を誘導する。</p> <p>《図：避難誘導》</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（58頁）</p> <p>(2) 避難実施要領の伝達・通知</p> <p>イ 市長は、市の他の執行機関、消防局長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>ウ 市長は、放送事業者に連絡する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（56頁）</p> <p>1 避難誘導の流れ</p> <p>(1) 市長は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、消防組合及び関係機関に通知する。</p> <p>(2) 市長及び消防組合管理者は、避難実施要領に定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。</p> <p>《図：避難誘導》</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（57頁）</p> <p>(2) 避難実施要領の伝達・通知</p> <p>イ 市長は、市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>ウ 市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p>	<p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除及び追記</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除及び修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p> <p>現状に即し修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（58～59頁）</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市職員等による避難誘導</p> <p>ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行う。</p> <p>キ 消防局は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>ク 消防団は、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(2) 関係機関等との連携</p> <p>ア 市長は、市職員及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導を要請する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（57～58頁）</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市職員等による避難誘導</p> <p>ア 市長及び消防組合管理者は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民の誘導を行う。</p> <p>キ 消防組合は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>ク 消防団は、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(2) 関係機関等との連携</p> <p>ア 市長は、市職員、消防職員及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導を要請する。</p>	<p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p> <p>H26.11.府計画変更 に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更 に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（60頁）</p> <p>(4) 避難行動要支援者の避難誘導</p> <p>ア 市長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。</p> <p>イ 市長は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、事前に把握した情報等に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（59頁）</p> <p>(4) 災害時要援護者の避難誘導</p> <p>ア 市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。</p> <p>イ 市長は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、事前に把握した情報等に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施する。</p>	<p>H26.11.府計画変更に伴う修正 H22.3 府計画変更に伴う修正</p>
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（61～62頁）</p> <p>ウ 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに屋内（できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下駐車場、地下駐輪場等の地下施設）へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p> <p>また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム、(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から市ホームページ等を用いて周知に努めるものとする。</p> <p>エ 航空攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに屋内（できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下駐車場、地下駐輪場等の地下施設）へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 第3節 避難誘導（60～61頁）</p> <p>ウ 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p> <p>エ 航空攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p>	<p>H31.1 府計画変更に伴う修正 H26.11 府計画変更に伴う追記(J-ALERT) H31.1 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄				
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（65頁）</p> <p>1 救援の実施主体</p> <table border="1" data-bbox="100 268 896 384"> <tr> <td data-bbox="100 268 286 384">知 事</td> <td data-bbox="286 268 896 384"> ○指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施 ○市長に対し指示を行い、又は市長の補助を得て、救援を実施 </td> </tr> </table> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（67頁）</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を内閣総理大臣に申し出るよう要請する。</p>	知 事	○指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施 ○市長に対し指示を行い、又は市長の補助を得て、救援を実施	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（64頁）</p> <p>1 救援の実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1048 268 1843 384"> <tr> <td data-bbox="1048 268 1234 384">知 事</td> <td data-bbox="1234 268 1843 384"> ○指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施 ○市長村長（指定都市の長を除く。第3章において以下同じ）に対し指示を行い、又は市町村長の補助を得て、救援を実施 </td> </tr> </table> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（66頁）</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を厚生労働大臣に申し出るよう要請する。</p>	知 事	○指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施 ○市長村長（指定都市の長を除く。第3章において以下同じ）に対し指示を行い、又は市町村長の補助を得て、救援を実施	<p>現状に即し修正</p> <p>国所管変更に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p>
知 事	○指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施 ○市長に対し指示を行い、又は市長の補助を得て、救援を実施					
知 事	○指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施 ○市長村長（指定都市の長を除く。第3章において以下同じ）に対し指示を行い、又は市町村長の補助を得て、救援を実施					
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（68～69頁）</p> <p>(2) 収容施設の供与</p> <p>イ 留意事項</p> <p>(エ) 避難行動要支援者への配慮（施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所（二次的な避難施設）の確保など）</p> <p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与</p> <p>ア 飲料水の供給</p> <p>市は、次の措置を講ずるにあたり、大阪広域水道企業団が実施する給水活動に関する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 配水場等の給水拠点での給水の実施 ii 給水車・給水タンク等による給水の実施 vii 備蓄水の配布 <p>イ 食品の給与、生活必需品の給与・貸与</p> <p>市は、府の指示を受け、または府を補助して、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずる。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（67～68頁）</p> <p>(2) 収容施設の供与</p> <p>イ 留意事項</p> <p>(エ) 災害時要援護者への配慮（施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など）</p> <p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与</p> <p>ア 飲料水の供給</p> <p>市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 配水池等の給水拠点での給水の実施 ii 給水車・トラック等による給水の実施 vii パック水・缶詰水の配布 <p>イ 食品の給与、生活必需品の給与・貸与</p> <p>市は、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずる。</p>	<p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p> <p>現状に即し修正</p> <p>府計画に即し修正</p>				

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（71頁）</p> <p>b 患者搬送手段の確保 (a) 陸路搬送 患者の陸路搬送は、原則として消防局が所有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、府と連携して搬送車両を確保する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（70頁）</p> <p>b 患者搬送手段の確保 (a) 陸路搬送 患者の陸路搬送は、原則として消防組合が所有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、府と連携して搬送車両を確保する。</p>	<p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p>
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（73頁）</p> <p>(9) 学用品の給与 市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の児童・生徒を含む。）・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の実施（72頁）</p> <p>(9) 学用品の給与 市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、小学校児童・中学校生徒・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p>	<p>H19.12 府計画変更に伴う追記</p>
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第2節 安否情報の収集・提供（74頁）</p> <p>1 安否情報の収集 (1) 市長による収集 市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（住民以外で市内に在る者及び死亡した者を含む。）の安否情報を収集する。（「安否情報収集様式（様式第1号・2号）」については資料4参照）</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第2節 安否情報の収集・提供（73頁）</p> <p>1 安否情報の収集 (1) 市長による収集 市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（住民以外で市に在る者及び死亡した者を含む。）の安否情報を収集する。（「安否情報収集様式（様式第1号・2号）」については資料4参照）</p>	<p>現状に即し修正</p>
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第2節 安否情報の収集・提供（76頁）</p> <p>2 知事に対する安否情報の報告 (1) 報告方法 市長は、収集、整理した安否情報を、知事に対し、報告する。報告は、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電子データ）を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、原則として、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムで送信することにより行う。 ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等安否情報システムを用いることができない場合や、事態が急造し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、電子メール、口頭、電話、ファクシミリを用いた送信、その他の方法により行う。（「安否情報報告書（様式第3号）」については資料4参照）</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第2節 安否情報の収集・提供（75頁）</p> <p>2 知事に対する安否情報の報告 (1) 報告方法 市長は、収集、整理した安否情報を、知事に対し、報告する。報告は、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電子データ）を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、電子メールで送信することにより行う。 ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信にすることができない場合や、事態が急造し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には口頭、電話、ファクシミリを用いた送信、その他の方法により行う。（「安否情報報告書（様式第3号）」については資料4参照）</p>	<p>H22.3 府計画変更に伴う追記及び修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄												
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第2節 安否情報の収集・提供 (78頁)</p> <p>6 安否情報システムの利用 市は、安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行うものとする。</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第2節 応急措置等の実施 (80頁)</p> <p>市は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、消防機関をはじめとする関係機関との連携のもと、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。 この場合、市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第2節 応急措置等の実施 (81頁)</p> <p>3 警戒区域の設定 (1) 設定者</p> <table border="1" data-bbox="120 884 965 1054"> <thead> <tr> <th>設定者</th> <th colspan="2">警戒区域を設定する要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛官</td> <td>武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しようとしている場合</td> <td>市長その他国民保護法第114条第1項に規定する市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り</td> </tr> </tbody> </table>	設定者	警戒区域を設定する要件		自衛官	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しようとしている場合	市長その他国民保護法第114条第1項に規定する市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 第2節 安否情報の収集・提供 (77頁)</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第2節 応急措置等の実施 (79頁)</p> <p>市は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、消防機関をはじめとする関係機関との連携のもと、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。 この場合、市及び消防組合は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第2節 応急措置等の実施 (80頁)</p> <p>3 警戒区域の設定 (1) 設定者</p> <table border="1" data-bbox="1066 884 1910 1054"> <thead> <tr> <th>設定者</th> <th colspan="2">警戒区域を設定する要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛官</td> <td>武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しようとしている場合</td> <td>上記の者すべてがその場にはいない場合に限り</td> </tr> </tbody> </table>	設定者	警戒区域を設定する要件		自衛官	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しようとしている場合	上記の者すべてがその場にはいない場合に限り	<p>H22.3 府計画変更に伴う追記</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除</p> <p>H19.4 府計画変更に伴う修正</p>
設定者	警戒区域を設定する要件													
自衛官	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しようとしている場合	市長その他国民保護法第114条第1項に規定する市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り												
設定者	警戒区域を設定する要件													
自衛官	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しようとしている場合	上記の者すべてがその場にはいない場合に限り												

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第2節 応急措置等の実施 (82～84頁)</p> <p>4 消火・救助・救急活動</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防局の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>ア 市長は、区域内の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、知事又は他の市町村に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。</p> <p>イ 市長は、上記アによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p> <p>ウ 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。</p> <p>(4) 安全の確保</p> <p>ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国の現地対策本部及び府対策本部等からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。</p> <p>ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>エ 市長は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第2節 応急措置等の実施 (81～82頁)</p> <p>4 消火・救助・救急活動</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、消防組合は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>ア 市長は、区域内の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、消防組合管理者に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援を要請するよう求める。</p> <p>イ 消防組合管理者は、上記アによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p> <p>ウ 消防組合管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。</p> <p>(4) 安全の確保</p> <p>ア 市長及び消防組合管理者は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国の現地対策本部及び府対策本部等からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。</p> <p>ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>エ 市長、消防長、消防組合管理者及び水防管理者は、特に現場で活動する市職員、消防職員、消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。</p>	<p></p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄												
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第2節 応急措置等の実施 (84頁)</p> <p>(5) 関係機関による連絡会議の開催 市は、府、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等と、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて、府と調整のうえ、連絡会議を開催する。 なお、市は、救助・救急活動以外の国民保護措置の実施にあっても、必要に応じ、連絡会議の場を活用するなどして、現場における関係機関との情報連絡を緊密に行う。</p> <p>(6) 住民への協力要請 市長若しくは消防職員その他の市職員は、市域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。 なお、この要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第2節 応急措置等の実施 (83頁)</p> <p>(5) 関係機関による連絡会議の開催 市は、府、府警察、海上保安部等及び自衛隊の部隊等と、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて、府と調整のうえ、連絡会議を開催する。 なお、市は、救助・救急活動以外の国民保護措置の実施にあっても、必要に応じ、連絡会議の場を活用するなどして、現場における関係機関との情報連絡を緊密に行う。</p> <p>(6) 住民への協力要請 市長若しくは消防吏員その他の市職員は、市域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。 なお、この要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。</p>	<p>府計画変更に即し修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p>												
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保 (86頁)</p> <p>(2) 対象施設</p> <table border="1" data-bbox="183 871 884 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>政令で定められた施設</th> <th>施設の対象範囲が示されている法律</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>空港法及び航空法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 市の役割</p>		政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律	⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法 及び航空法	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保 (85頁)</p> <p>(2) 対象施設</p> <table border="1" data-bbox="1128 871 1830 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>政令で定められた施設</th> <th>施設の対象範囲が示されている法律</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>空港整備法及び航空法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 市・消防機関の役割</p>		政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律	⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法 及び航空法	<p>H28.4 府計画変更に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p>
	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律												
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法 及び航空法												
	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律												
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法 及び航空法												

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保 (87頁)</p> <p style="text-align: center;">《図：生活関連等施設の安全確保》</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保 (86頁)</p> <p style="text-align: center;">《図：生活関連等施設の安全確保》</p>	<p style="color: red;">堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保（88頁）</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止</p> <p>(2) 危険物質等に関する措置命令等</p> <p>市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を求めるほか、緊急の必要があると認めるときは、政令で定められた武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。</p> <p>なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。</p> <p>また、措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。</p> <p>(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容</p> <p>危険物質等とは、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、以下の通りのものである。</p> <p>ア 対象物質</p> <p>(7) 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は本市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保（87頁）</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止</p> <p>(2) 危険物質等に関する措置命令等</p> <p>市長・消防組合管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を求めるほか、緊急の必要があると認めるときは、政令で定められた武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。</p> <p>なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。</p> <p>また、措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。</p> <p>(3) 消防組合管理者が命ずることができる対象物質と措置内容</p> <p>ア 対象物質</p> <p>(7) 消防組合が所轄する区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防組合が所轄する区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p>	<p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正 府計画に即し修正</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新		旧		備考欄																																																																																						
第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保 (89頁)		第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保 (88頁)																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類と対象範囲を示す法律</th> <th rowspan="2">措置命令者</th> <th colspan="3">措 置</th> </tr> <tr> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 危険物 【消防法】</td> <td>総務大臣 知事 受託市の長</td> <td>第12条の3</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 毒物及び劇物 【毒劇物取締法】</td> <td>厚生労働大臣 知事 保健所設置市※</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】</td> <td>原子力規制 委員会</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>⑥ 核原料物質 【原子力基本法】</td> <td>原子力規制 委員会</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦ 放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射性同意元素等規制法】</td> <td>原子力規制 委員会</td> <td>第33条第3項</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>⑧ 毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律】</td> <td>厚生労働大臣 知事</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 (注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 (注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条（事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加）の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</td> </tr> </tbody> </table>		物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置			措置1	措置2	措置3	① 危険物 【消防法】	総務大臣 知事 受託市の長	第12条の3	○	○	② 毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○	⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	原子力規制 委員会	□	□	□	⑥ 核原料物質 【原子力基本法】	原子力規制 委員会	○	○	○	⑦ 放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射性同意元素等規制法】	原子力規制 委員会	第33条第3項	同左	同左	⑧ 毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律】	厚生労働大臣 知事	○	○	○	備考 (注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 (注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条（ 事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加 ）の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法 第2条第8号 の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類と対象範囲を示す法律</th> <th rowspan="2">措置命令者</th> <th colspan="3">措 置</th> </tr> <tr> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 危険物 【消防法】</td> <td>総務大臣 知事 消防組合管理者</td> <td>第12条の3</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 毒物及び劇物 【毒劇物取締法】</td> <td>厚生労働大臣 知事 保健所設置市※</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】</td> <td>文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>⑥ 核原料物質 【原子力基本法】</td> <td>文部科学大臣 経済産業大臣</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦ 放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】</td> <td>文部科学大臣</td> <td>第33条第4項</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>⑧ 毒薬及び劇薬 【薬事法】</td> <td>厚生労働大臣 知事</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 (注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 (注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</td> </tr> </tbody> </table>		物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置			措置1	措置2	措置3	① 危険物 【消防法】	総務大臣 知事 消防組合管理者	第12条の3	○	○	② 毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○	⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣	□	□	□	⑥ 核原料物質 【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣	○	○	○	⑦ 放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	文部科学大臣	第33条第4項	同左	同左	⑧ 毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○	備考 (注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 (注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法 第2条第7号 の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。					<p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p> <p>R5.1 府計画変更に伴う修正</p> <p>H29.8 府計画変更に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う追記</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p>
物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者			措 置																																																																																						
		措置1	措置2	措置3																																																																																						
① 危険物 【消防法】	総務大臣 知事 受託市の長	第12条の3	○	○																																																																																						
② 毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○																																																																																						
⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	原子力規制 委員会	□	□	□																																																																																						
⑥ 核原料物質 【原子力基本法】	原子力規制 委員会	○	○	○																																																																																						
⑦ 放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射性同意元素等規制法】	原子力規制 委員会	第33条第3項	同左	同左																																																																																						
⑧ 毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律】	厚生労働大臣 知事	○	○	○																																																																																						
備考 (注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 (注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条（ 事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加 ）の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法 第2条第8号 の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。																																																																																										
物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置																																																																																								
		措置1	措置2	措置3																																																																																						
① 危険物 【消防法】	総務大臣 知事 消防組合管理者	第12条の3	○	○																																																																																						
② 毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○																																																																																						
⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣	□	□	□																																																																																						
⑥ 核原料物質 【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣	○	○	○																																																																																						
⑦ 放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	文部科学大臣	第33条第4項	同左	同左																																																																																						
⑧ 毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○																																																																																						
備考 (注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 (注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法 第2条第7号 の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。																																																																																										
第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保 (89～90頁)		第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第3節 生活関連等施設の安全確保 (88～89頁)																																																																																								
<p>3 石油コンビナート等に係る災害への対処</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域（堺泉北臨海地区）に係る武力攻撃災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、府と連携して、同法に定める措置を行うことを基本とする。</p> <p>また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。</p>		<p>3 石油コンビナート等に係る災害への対処</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る武力攻撃災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、府と連携して、同法に定める措置を行うことを基本とする。</p> <p>また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。</p>		<p>現状に即し追記</p>																																																																																						

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄								
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第4節 NBC攻撃による災害への対処（91～92頁）</p> <p>1 関係機関の役割</p> <table border="1" data-bbox="120 304 936 735"> <tr> <td data-bbox="120 304 293 544"> <p>国 (内閣総理大臣)</p> </td> <td data-bbox="293 304 936 544"> <p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣等を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 544 293 735"> <p>府 (知事)</p> </td> <td data-bbox="293 544 936 735"> <p>○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施</p> <p>○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町村長、関係消防組合の管理者若しくは消防長、府警察本部長に対し必要な協力を要請</p> </td> </tr> </table> <p>2 市の役割</p> <p>(2) 国の方針に基づく措置の実施</p> <p>市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p> <p>(4) 市長等の権限</p> <p>ア 市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、府警察等の関係機関と調整しつつ、下記の措置を実施する。</p>	<p>国 (内閣総理大臣)</p>	<p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣等を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p>	<p>府 (知事)</p>	<p>○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施</p> <p>○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町村長、関係消防組合の管理者若しくは消防長、府警察本部長に対し必要な協力を要請</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第4節 NBC攻撃による災害への対処（90～91頁）</p> <p>1 関係機関の役割</p> <table border="1" data-bbox="1066 304 1881 735"> <tr> <td data-bbox="1066 304 1238 544"> <p>国 (内閣総理大臣)</p> </td> <td data-bbox="1238 304 1881 544"> <p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 544 1238 735"> <p>府 (知事)</p> </td> <td data-bbox="1238 544 1881 735"> <p>○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施</p> <p>○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町村長、関係消防組合の管理者、府警察本部長に対し必要な協力を要請</p> </td> </tr> </table> <p>2 市の役割</p> <p>(2) 国の方針に基づく措置の実施</p> <p>市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p> <p>(4) 市長等の権限</p> <p>ア 市長又は消防組合の管理者は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、府警察等の関係機関と調整しつつ、下記の措置を実施する。</p>	<p>国 (内閣総理大臣)</p>	<p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p>	<p>府 (知事)</p>	<p>○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施</p> <p>○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町村長、関係消防組合の管理者、府警察本部長に対し必要な協力を要請</p>	<p>H26.11 府計画変更に伴う追記</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う追記</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う追記</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除</p>
<p>国 (内閣総理大臣)</p>	<p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣等を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p>									
<p>府 (知事)</p>	<p>○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施</p> <p>○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町村長、関係消防組合の管理者若しくは消防長、府警察本部長に対し必要な協力を要請</p>									
<p>国 (内閣総理大臣)</p>	<p>○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施</p> <p>○国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請</p>									
<p>府 (知事)</p>	<p>○内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止するための必要な措置を実施</p> <p>○汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、市町村長、関係消防組合の管理者、府警察本部長に対し必要な協力を要請</p>									
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第4節 NBC攻撃による災害への対処（93頁）</p> <p>(6) 要員の安全の確保</p> <p>市長は、危険が及ばないよう防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第4節 NBC攻撃による災害への対処（92頁）</p> <p>(6) 要員の安全の確保</p> <p>市長又は消防組合の管理者は、危険が及ばないよう防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p>	<p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除</p>								

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄																				
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第5節 保健福祉・衛生 (93～94頁)</p> <p>市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。</p> <p>また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。</p> <p>1 防疫活動</p> <p>【参 考】</p> <table border="1" data-bbox="194 576 904 1094"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>感 染 症 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類感染症</td> <td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱</td> </tr> <tr> <td>二類感染症</td> <td>急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>三類感染症</td> <td>腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス</td> </tr> <tr> <td>指定感染症</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	類 型	感 染 症 名	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱	二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）	三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	指定感染症	該当なし	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第5節 保健福祉・衛生 (92～93頁)</p> <p>市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。</p> <p>また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。</p> <p>1 防疫活動</p> <p>【参 考】</p> <table border="1" data-bbox="1137 576 1848 1094"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>感 染 症 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類感染症</td> <td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</td> </tr> <tr> <td>二類感染症</td> <td>急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス</td> </tr> <tr> <td>三類感染症</td> <td>腸管出血性大腸菌感染症</td> </tr> <tr> <td>指定感染症</td> <td>インフルエンザ（H5N1）</td> </tr> </tbody> </table>	類 型	感 染 症 名	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	二類感染症	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	指定感染症	インフルエンザ（H5N1）	<p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p> <p>H19.4 及び H22.3 府計画変更に伴う削除及び追記</p> <p>H28.4 府計画変更に伴う削除及び追記</p> <p>H19.4 及び H22.3 府計画変更に伴う追加及び修正</p>
類 型	感 染 症 名																					
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱																					
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）																					
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス																					
指定感染症	該当なし																					
類 型	感 染 症 名																					
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱																					
二類感染症	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス																					
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症																					
指定感染症	インフルエンザ（H5N1）																					

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第5節 保健福祉・衛生 (94～96頁)</p> <p>3 飲料水衛生確保対策</p> <p>(1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、大阪広域水道企業団及び府と連携して、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民への情報提供を実施する。</p> <p>(2) 市は、地域防災計画の定めに準じて、大阪広域水道企業団及び府と連携して、水道水の供給体制を整備する。</p> <p>(3) 市は、大阪広域水道企業団及び府と連携して、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。</p> <p>5 福祉サービスの提供</p> <p>市は、府と連携して、被災した高齢者・障がい者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行う。</p> <p>(1) 福祉ニーズの把握</p> <p>市は、被災した高齢者、障がい者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。</p> <p>また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 支援活動</p> <p>市は、府と連携して、被災した高齢者、障がい者等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p> <p>(3) 緊急入所等</p> <p>市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障がい者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難又は関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第5節 保健福祉・衛生 (93～94頁)</p> <p>3 飲料水衛生確保対策</p> <p>(1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携して、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民への情報提供を実施する。</p> <p>(2) 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。</p> <p>(3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。</p> <p>5 福祉サービスの提供</p> <p>市は、府と連携して、被災した高齢者・障害者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行う。</p> <p>(1) 福祉ニーズの把握</p> <p>市は、被災した高齢者、障害者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。</p> <p>また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 支援活動</p> <p>市は、府と連携して、被災した高齢者、障害者等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p> <p>(3) 緊急入所等</p> <p>市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障害者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉型避難所への避難又は関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。</p>	<p>現状に即し追記</p> <p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p> <p>現状に即し修正及び追記</p>
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第6節 廃棄物の処理(96～97頁)</p> <p>ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者等に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第6節 廃棄物の処理(95頁)</p> <p>ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</p>	<p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第5章 国民生活の安定（100～101頁）</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。</p> <p>3 就労状況の把握と雇用の確保</p> <p>市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。</p> <p>4 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p>市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、大阪広域水道企業団と連携して必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 公共的施設の適正な管理</p> <p>市は、道路等の管理者として安全な通行の確保に努めるなど、当該公共的施設を適切に管理する。</p>	<p>第2編 武力攻撃事態等への対処 第5章 国民生活の安定（99頁）</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p> <p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p>水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、大阪府と連携して必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 公共的施設の適正な管理</p> <p>道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。</p>	<p>H31.1 府計画変更に伴う追記</p> <p>府計画に即し追記</p> <p>現状に即し追記</p> <p>現状に即し修正及び追記</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄																				
<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第1節 市における組織・体制の整備 (102～104頁)</p> <p>1 各部局等における業務</p> <p>市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備を行う。(高石市地域防災計画「高石市災害対策本部事務分掌」に基づく) (令和8年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部 局 名</th> <th style="width: 90%;">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">総合政策部</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">危機管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資機材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・府及び関係機関との連絡調整に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること(救助・救援を含む。) ・住民に対する警報・緊急通報・避難の指示に関すること ・消防団との連絡、調整に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">他の課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報、緊急通報、避難指示の伝達等緊急広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・自治会等への協力要請に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・職員の配備体制の整備に関すること ・被災商工業者に対する融資等の対策に関すること ・被災農、漁業者に対する融資等の対策に関すること ・漁港施設対策に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・市民からの相談に関すること </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務部 議事事務局 選管・監査・公平 農業委員会事務局 会計課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・対策関係予算等の財務に関すること ・人的被害の状況の調査、報告に関すること ・租税等の減免、市税の減免に関すること ・庁舎等の警備及び車両の確保に関すること ・緊急物資(生活必需品)の調達、斡旋に関すること ・避難者に対する応急食糧に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・避難者の把握及び報告に関すること ・遺体の処置及び火葬に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	業 務	総合政策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">危機管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資機材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・府及び関係機関との連絡調整に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること(救助・救援を含む。) ・住民に対する警報・緊急通報・避難の指示に関すること ・消防団との連絡、調整に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">他の課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報、緊急通報、避難指示の伝達等緊急広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・自治会等への協力要請に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・職員の配備体制の整備に関すること ・被災商工業者に対する融資等の対策に関すること ・被災農、漁業者に対する融資等の対策に関すること ・漁港施設対策に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・市民からの相談に関すること </td> </tr> </table>	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資機材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・府及び関係機関との連絡調整に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること(救助・救援を含む。) ・住民に対する警報・緊急通報・避難の指示に関すること ・消防団との連絡、調整に関すること 	他の課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報、緊急通報、避難指示の伝達等緊急広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・自治会等への協力要請に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・職員の配備体制の整備に関すること ・被災商工業者に対する融資等の対策に関すること ・被災農、漁業者に対する融資等の対策に関すること ・漁港施設対策に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・市民からの相談に関すること 	総務部 議事事務局 選管・監査・公平 農業委員会事務局 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策関係予算等の財務に関すること ・人的被害の状況の調査、報告に関すること ・租税等の減免、市税の減免に関すること ・庁舎等の警備及び車両の確保に関すること ・緊急物資(生活必需品)の調達、斡旋に関すること ・避難者に対する応急食糧に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・避難者の把握及び報告に関すること ・遺体の処置及び火葬に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること 	<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第1節 市及び消防組合における組織・体制の整備 (100～101頁)</p> <p>1 各部局等における業務</p> <p>市の各部及び消防組合は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部 局 名</th> <th style="width: 90%;">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務部</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">環境保全課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・廃棄物処理に関すること ・防疫に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">他の課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の処置及び火葬に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・避難者の把握及び報告に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・庁舎等の警備及び車両の確保に関すること ・緊急物資(生活必需品)の調達、斡旋に関すること </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">政策推進部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報、緊急通報、避難指示の伝達等緊急広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・自治会等への協力要請に関すること ・市民からの相談に関すること ・対策関係予算等の財務に関すること ・人的被害の状況の調査、報告に関すること ・市税の減免に関すること ・被災商工業者に対する融資等の対策に関すること ・被災農、漁業者に対する融資等の対策に関すること ・漁港施設対策に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	業 務	総務部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">環境保全課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・廃棄物処理に関すること ・防疫に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">他の課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の処置及び火葬に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・避難者の把握及び報告に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・庁舎等の警備及び車両の確保に関すること ・緊急物資(生活必需品)の調達、斡旋に関すること </td> </tr> </table>	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・廃棄物処理に関すること ・防疫に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること 	他の課	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の処置及び火葬に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・避難者の把握及び報告に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・庁舎等の警備及び車両の確保に関すること ・緊急物資(生活必需品)の調達、斡旋に関すること 	政策推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報、緊急通報、避難指示の伝達等緊急広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・自治会等への協力要請に関すること ・市民からの相談に関すること ・対策関係予算等の財務に関すること ・人的被害の状況の調査、報告に関すること ・市税の減免に関すること ・被災商工業者に対する融資等の対策に関すること ・被災農、漁業者に対する融資等の対策に関すること ・漁港施設対策に関すること 	<p style="color: red;">堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p> <p style="color: red;">堺市高石市消防組合 解散に伴う削除 現状に即し追記</p> <p style="color: red;">市組織体制等変更 に伴う修正及び追記</p>
部 局 名	業 務																					
総合政策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">危機管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資機材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・府及び関係機関との連絡調整に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること(救助・救援を含む。) ・住民に対する警報・緊急通報・避難の指示に関すること ・消防団との連絡、調整に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">他の課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報、緊急通報、避難指示の伝達等緊急広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・自治会等への協力要請に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・職員の配備体制の整備に関すること ・被災商工業者に対する融資等の対策に関すること ・被災農、漁業者に対する融資等の対策に関すること ・漁港施設対策に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・市民からの相談に関すること </td> </tr> </table>	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資機材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・府及び関係機関との連絡調整に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること(救助・救援を含む。) ・住民に対する警報・緊急通報・避難の指示に関すること ・消防団との連絡、調整に関すること 	他の課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報、緊急通報、避難指示の伝達等緊急広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・自治会等への協力要請に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・職員の配備体制の整備に関すること ・被災商工業者に対する融資等の対策に関すること ・被災農、漁業者に対する融資等の対策に関すること ・漁港施設対策に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・市民からの相談に関すること 																	
危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資機材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・府及び関係機関との連絡調整に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること(救助・救援を含む。) ・住民に対する警報・緊急通報・避難の指示に関すること ・消防団との連絡、調整に関すること 																					
他の課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報、緊急通報、避難指示の伝達等緊急広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・自治会等への協力要請に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・職員の配備体制の整備に関すること ・被災商工業者に対する融資等の対策に関すること ・被災農、漁業者に対する融資等の対策に関すること ・漁港施設対策に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・市民からの相談に関すること 																					
総務部 議事事務局 選管・監査・公平 農業委員会事務局 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策関係予算等の財務に関すること ・人的被害の状況の調査、報告に関すること ・租税等の減免、市税の減免に関すること ・庁舎等の警備及び車両の確保に関すること ・緊急物資(生活必需品)の調達、斡旋に関すること ・避難者に対する応急食糧に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・避難者の把握及び報告に関すること ・遺体の処置及び火葬に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること 																					
部 局 名	業 務																					
総務部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">環境保全課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・廃棄物処理に関すること ・防疫に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">他の課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の処置及び火葬に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・避難者の把握及び報告に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・庁舎等の警備及び車両の確保に関すること ・緊急物資(生活必需品)の調達、斡旋に関すること </td> </tr> </table>	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・廃棄物処理に関すること ・防疫に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること 	他の課	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の処置及び火葬に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・避難者の把握及び報告に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・庁舎等の警備及び車両の確保に関すること ・緊急物資(生活必需品)の調達、斡旋に関すること 																	
環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・他市町村との相互応援に関すること ・自衛隊との連絡、調整に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・廃棄物処理に関すること ・防疫に関すること ・自主防災組織等への協力要請に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること 																					
他の課	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の処置及び火葬に関すること ・避難者の誘導及び収容に関すること ・避難者の把握及び報告に関すること ・職員の服務及び職員の参集状況の把握に関すること ・庁舎等の警備及び車両の確保に関すること ・緊急物資(生活必需品)の調達、斡旋に関すること 																					
政策推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報、緊急通報、避難指示の伝達等緊急広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・自治会等への協力要請に関すること ・市民からの相談に関すること ・対策関係予算等の財務に関すること ・人的被害の状況の調査、報告に関すること ・市税の減免に関すること ・被災商工業者に対する融資等の対策に関すること ・被災農、漁業者に対する融資等の対策に関すること ・漁港施設対策に関すること 																					

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新		旧		備考欄
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急物資、救援物資等の調達供給に関する事 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・ボランティアに関する事 ・医療救護活動に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・医師会、保健所、医療機関との連絡、応援要請等に関する事 ・保健衛生に関する事 	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者に対する応急食糧に関する事 ・応急物資、救援物資等の調達供給に関する事 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・ボランティアに関する事 ・保育園児等の避難、誘導に関する事 ・医療救護活動に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・医師会、保健所、医療機関との連絡、応援要請等に関する事 ・保健衛生に関する事 	<p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p> <p>市組織体制等変更に伴う修正</p> <p>現状に即し追記</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う修正</p> <p>現状に即し追記</p>
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理に関する事 ・住宅相談に関する事 ・道路、河川、水路の整備及び復旧に関する事 ・道路交通の確保に関する事 ・復旧事業に関する事 ・公園の整備活用にに関する事 ・廃棄物、ごみ、し尿処理に関する事 ・防疫に関する事 ・下水道の整備及び復旧に関する事 	土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅に関する事 ・住宅相談に関する事 ・道路の整備及び復旧に関する事 ・道路交通の確保に関する事 ・下水道の整備及び復旧に関する事 ・水道用水の供給確保に関する事 ・応急給水及び応急復旧に関する事 	
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園児等の避難、誘導体制に関する事 	教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急教育に関する事 ・園児、児童、及び生徒の避難に関する事 ・被災児童、及び生徒の就学援助に関する事 	
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急教育に関する事 ・幼稚園児、児童、及び生徒の避難に関する事 ・被災児童、及び生徒の就学援助に関する事 	消防組合	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） ・住民に関する警報・緊急通報・避難の指示の伝達に関する事 ・住民の避難誘導に関する事 	
(削除)	(削除)			
<p>2 職員の配備体制の整備</p> <p>(1) 24時間即応体制の確立</p> <p>市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、当直等（守衛及び民間警備員の当直を含む。）の有効活用を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p>		<p>2 職員の配備体制の整備</p> <p>(1) 24時間即応体制の確立</p> <p>市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防組合との連携を図りつつ、宿直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p>		

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第1節 市における組織・体制の整備（105頁）</p> <p>5 消防機関の体制</p> <p>(1) 消防局における体制</p> <p>消防局は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>また、市は、府と連携して、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促す。</p> <p>さらに、市は、消防局における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第1節 市及び消防組合における組織・体制の整備（102頁）</p> <p>5 消防機関の体制</p> <p>(1) 消防組合における体制</p> <p>消防組合においては、市における参集基準等と同様に、消防組合における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防組合における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>市及び消防組合は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>また、市及び消防組合は、府と連携して、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促す。</p> <p>さらに、消防組合は、消防本部、消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	<p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正及び削除</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う修正及び削除</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第2節 関係機関との連携（106頁）</p> <p>2 府との連携</p> <p>(2) 府との情報共有</p> <p>市は、府と連携した対応が行えるよう、「市町村防災・危機管理担当部課長会議」等の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。</p> <p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第2節 関係機関との連携（107頁）</p> <p>(3) 消防機関の連携体制の整備</p> <p>市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。</p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>市は、府と連携して、自主防災組織等の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織が未結成の自治会に対して、結成への支援を行う。さらに、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。</p> <p>(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援</p> <p>市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が自発的に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第2節 関係機関との連携（103頁）</p> <p>2 府との連携</p> <p>(2) 府との情報共有</p> <p>市は、府と連携した対応が行えるよう、「市町村国民保護法制連絡会議」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。</p> <p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第2節 関係機関との連携（104頁）</p> <p>(3) 消防機関の連携体制の整備</p> <p>市及び消防組合は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。</p> <p>5 住民等の自発的な協力との連携</p> <p>(1) 自主防災組織に対する支援</p> <p>市は、府と連携して、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織が未結成の自治会に対して、結成への支援を行う。</p> <p>さらに、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。</p> <p>(2) 各種団体との連携体制の整備</p> <p>市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が自発的に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p> <p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除</p> <p>現状に即し修正</p> <p>現状に即し修正</p>

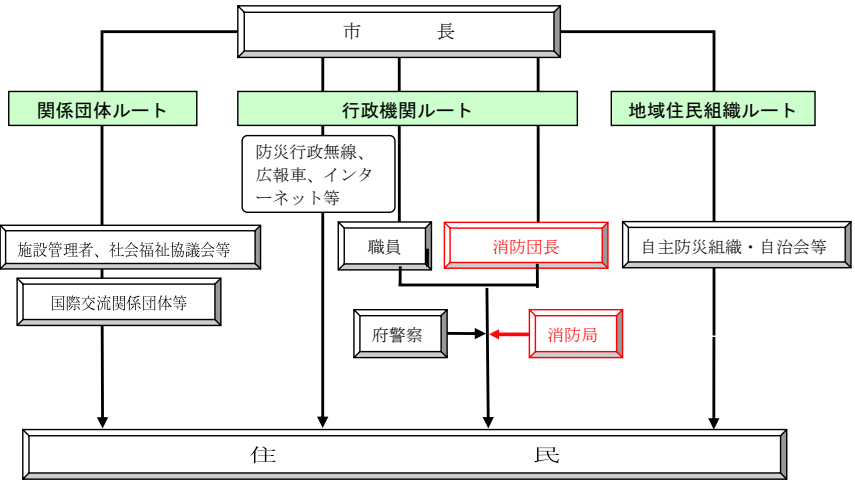
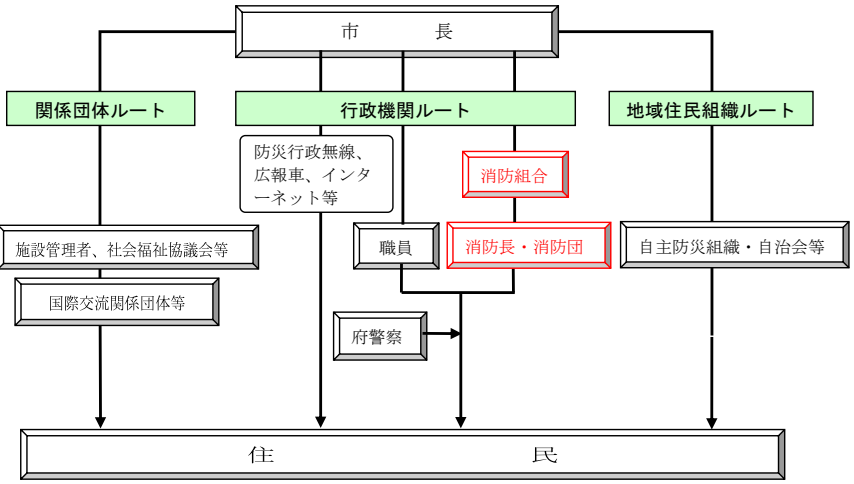
高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第3節 研修（108頁）</p> <p>2 市職員に対する研修 市は、国民保護関係の研修を行うとともに、各部課においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。 また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p>	<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第3節 研修（105頁）</p> <p>2 市職員に対する研修 市国民保護担当部課（環境保全課）と市研修担当部課（人事課）が連携して、国民保護関係の研修を行うとともに、各部課においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。 また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p>	<p>現状に即し修正</p>
<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第4節 情報収集・提供（109頁）</p> <p>2 災害情報収集伝達システムの基盤整備 市は、府や関係機関と連携して、無線通信網の多重化や停電対策等を実施するなど、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。</p> <p>3 通信の確保 市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等のデジタル化を行い、通信体制の整備等通信の確保に努める。</p> <p>4 非常通信体制の確保・整備</p>	<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第4節 情報収集・提供（106頁）</p> <p>2 通信の確保 市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等のデジタル化を推進し、通信体制の整備等通信の確保に努める。</p> <p>3 非常通信体制の確保・整備</p>	<p>府計画に即し追記</p> <p>府計画に即し修正</p>
<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第5節 広報・啓発（110頁）</p> <p>2 住民に対する広報・啓発 市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、住民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、講演会等の様々な機会を通じて国民保護措置の重要性について広く啓発を行う。 その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障がい者、外国人等に配慮する。</p>	<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第5節 広報・啓発（106頁）</p> <p>2 住民に対する広報・啓発 市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、住民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、講演会等の様々な機会を通じて国民保護措置の重要性について広く啓発を行う。 その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等に配慮する。</p>	<p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第6節 訓練（110頁）</p> <p>市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。</p> <p>また、訓練は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p> <p>その際、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。</p>	<p>第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 第6節 訓練（107頁）</p> <p>市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、住民の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。</p> <p>その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。</p>	<p>H31.1 府計画変更に伴う追記</p> <p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難（112～113頁）</p> <p>2 警報の伝達・通知</p> <p>(1) 警報の伝達・通知先の確認</p>  <p>(3) 伝達ルートの確保</p> <p>市長は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用できるようにするなどして、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努める。</p>	<p>第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難（109～110頁）</p> <p>2 警報の伝達・通知</p> <p>(1) 警報の伝達・通知先の確認</p>  <p>(3) 伝達ルートの確保</p> <p>市長は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用できるようにするなどして、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努める。</p>	<p>堺市高石市消防組合解散に伴う削除及び修正</p> <p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p>

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄												
<p>第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難（113～114頁）</p> <p>(6) 避難行動要支援者への伝達 市長は、避難行動要支援者について、対象者の事前把握とその時点修正に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における避難行動要支援者への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>3 避難誘導 (1) 避難実施要領のパターンの作成 市長は、市の他の執行機関、消防長・消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（市域を越えるパターンを含む）をあらかじめ作成し、府に報告する。 この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮する。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難誘導 イ 在宅者 市は、日頃から、高齢者、障がい者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で避難行動要支援者の避難を支援する仕組みづくりに努める。</p>	<p>第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難（110～111頁）</p> <p>(6) 災害時要援護者への伝達 市長は、災害時要援護者について、対象者の事前把握とその時点修正に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における災害時要援護者への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>3 避難誘導 (1) 避難実施要領のパターンの作成 市長は、市の他の執行機関、消防長・消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（市域を越えるパターンを含む）をあらかじめ作成し、府に報告する。 この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮する。</p> <p>(2) 災害時要援護者の避難誘導 イ 在宅者 市は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに努める。</p>	<p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p> <p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p> <p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p> <p>H26.11 府計画変更に伴う修正</p>												
<p>第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難（115頁）</p> <p>4 避難施設 (1) 避難施設の指定 知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握して次の避難施設を指定するとされている。</p> <table border="1" data-bbox="89 1121 996 1233"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>施設例</th> <th>主な目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉型</td> <td>社会福祉施設、宿泊施設等</td> <td>高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定への協力 市は、府が行う避難施設の指定に際し、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。 市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。</p>	タイプ	施設例	主な目的	福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、 障がい者 、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設	<p>第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処 第1節 避難（111～112頁）</p> <p>4 避難施設 (1) 避難施設の指定 知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市と連携して、次の避難施設を指定するとされている。</p> <table border="1" data-bbox="1037 1121 1960 1233"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>施設例</th> <th>主な目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉型</td> <td>社会福祉施設、宿泊施設等</td> <td>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定への協力 市は、府が行う避難施設の指定に際し、必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。 市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。</p>	タイプ	施設例	主な目的	福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、 障害者 、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設	<p>H31.1 府計画変更に伴う修正及び追記</p> <p>H22.3 府計画変更に伴う修正</p> <p>H31.1 府計画変更に伴う追記</p>
タイプ	施設例	主な目的												
福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、 障がい者 、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設												
タイプ	施設例	主な目的												
福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、 障害者 、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設												

高石市国民保護計画 新旧対照表 <令和8年5月21日>

新	旧	備考欄
<p>第3編 平素からの備え 第3章 特殊標章の交付及び管理（120頁）</p> <p>3 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 市職員で国民保護措置に係る職務を行うもの (削除)</p> <p>イ 消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの (削除)</p> <p>ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 (削除)</p> <p>エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 (削除)</p> <p>(2) 市長は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。</p>	<p>第3編 平素からの備え 第3章 特殊標章の交付及び管理（116～117頁）</p> <p>3 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 市長、消防長、消防組合管理者及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 市長</p> <p>i 市の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの</p> <p>ii 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</p> <p>iii 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</p> <p>イ 消防長</p> <p>i 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの</p> <p>ii 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</p> <p>iii 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</p> <p>ウ 消防組合管理者</p> <p>i 消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの</p> <p>エ 水防管理者</p> <p>i 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの</p> <p>ii 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</p> <p>iii 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</p> <p>(2) 市長、消防長、消防組合管理者及び水防管理者は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。</p>	<p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p> <p>現状に即し修正及び削除</p> <p>堺市高石市消防組合 解散に伴う削除</p>

報告第2号

令和7年度高石市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度高石市一般会計繰越明許費の繰越額について別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 地方自治法第213条第1項及び同法施行令第146条第2項の規定により、報告するものである。

令和7年度高石市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源					
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
2. 総務費	1. 総務管理費	自治体システム標準化事業	19,924,000	19,924,000		18,955,000				969,000	目 10.企画費 事業 情報化推進費 節 12.委託料 19,924,000円
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム等改修事業	13,970,000	13,970,000		13,970,000				0	目 1.戸籍住民基本台帳費 事業 戸籍費 節 12.委託料 12,540,000円 事業 住民基本台帳費 節 12.委託料 1,430,000円
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	18,226,000	2,212,000		2,212,000				0	目 1.児童福祉総務費 事業 物価高対応子育て応援 手当支給事業費 節 3.職員手当等 183,000円 節 11.役務費 29,000円 節 18.負担金補助及び交付金 2,000,000円
4. 衛生費	1. 保健衛生費	老人保健施設空調設備更新事業	114,000,000	114,000,000				102,600,000		11,400,000	目 1.保健衛生総務費 事業 保健衛生総務費 節 14.工事請負費 114,000,000円
4. 衛生費	3. 上水道費	水道基本料金減免事業	80,423,000	80,423,000		80,423,000				0	目 1.上水道費 事業 水道事業費 節 18.負担金補助及び交付金 80,423,000円
7. 商工費	1. 商工費	生活者支援・消費活性化事業	172,313,000	172,313,000		172,313,000				0	目 2.商工業振興費 事業 商工業振興費 節 12.委託料 172,313,000円

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源	説明
					既収入 特定財源	未収入特定財源					
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
8. 土木費	5. 都市計画費	南海中央線 整備事業	284,559,000	284,559,000		118,316,000		149,500,000		16,743,000	目 2.街路事業費 事業 街路整備事業費 節 12.委託料 86,667,000円 節 14.工事請負費 157,492,000円 節 16.公有財産購入費 14,580,000円 節 21.補償・補填及び賠償金 25,820,000円
8. 土木費	5. 都市計画費	蓮池公園整 備事業	110,503,000	110,503,000		33,991,000		67,400,000		9,112,000	目 5.公園費 事業 公園整備事業費 節 16.公有財産購入費 41,166,000円 節 21.補償・補填及び賠償金 69,337,000円
8. 土木費	5. 都市計画費	連続立体交 差事業	30,063,000	30,063,000			30,063,000				目 6.市街地整備費 事業 連続立体交差事業推進費 節 12.委託料 30,063,000円
8. 土木費	5. 都市計画費	羽衣駅前広 場等整備事 業	43,537,000	43,537,000		14,900,000		23,400,000		5,237,000	目 6.市街地整備費 事業 地域整備費 節 12.委託料 43,537,000円
9. 消防費	1. 消防費	衛星無線等 再整備事業	8,044,000	8,044,000				8,000,000		44,000	目 4.災害対策費 事業 災害対策費 節 18.負担金補助及び交付金 8,044,000円
9. 消防費	1. 消防費	災害対策事 業	13,858,000	13,858,000		6,929,000				6,929,000	目 4.災害対策費 事業 災害対策費 節 17.備品購入費 13,858,000円
10. 教育費	2. 小学校費	小学校外壁 等改修事業	260,900,000	260,900,000		86,966,000		173,900,000		34,000	目 1.学校管理費 事業 学校管理費 節 14.工事請負費 260,900,000円
10. 教育費	3. 中学校費	中学校外壁 等改修事業	280,600,000	280,600,000		93,532,000		187,000,000		68,000	目 1.学校管理費 事業 学校管理費 節 14.工事請負費 280,600,000円
10. 教育費	4. 幼稚園費	幼稚園外壁 等改修事業	60,000,000	60,000,000		20,000,000		40,000,000			目 1.幼稚園管理費 事業 幼稚園管理費 節 14.工事請負費 60,000,000円

報告第3号

令和7年度高石市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度高石市下水道事業会計予算の繰越額について裏面のとおり報告する。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものである。

令和7年度高石市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	企業債	建設改良負担金	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
41.資本的支出	1.建設改良費	管渠等布設事業	758,000,000	305,410,000	452,590,000	59,812,000	370,200,000	0	22,578,000	0	0	推進工事に不測の日数を要したため

報告第4号

寄附金収受の報告について

次のとおり寄附金を収受したので報告する。

令和8年6月11日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

寄附者	一般社団法人堺高石青年会議所 理事長 西野 慎志 様
寄附金額	100,000円
寄附目的	指定寄附（子育て支援）
寄附者	有限会社楽心らくちん堂 様
寄附金額	100,000円
寄附目的	指定寄附（松の実園）

監査委員報告第1号

例月現金出納検査結果報告

例月現金出納検査結果について別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

高石市監査委員 原 正 人
同 松 本 善 弘

高石監査第21号
令和8年5月29日

高石市議会議長 奥田 悦雄 様

高石市監査委員 原 正 人
同 松 本 善 弘

例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和7年11月分、12月分、令和8年1月分、2月分及び3月分の現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果報告を次のとおり提出します。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 検査年月日 | 令和8年2月25日
令和8年3月26日
令和8年4月28日
令和8年5月26日 |
| 2 検査対象 | 一般会計、各特別会計及び下水道事業会計 |

検査の結果

1. 一般会計、国民健康保険特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計

① 計数の検査

会計管理者から提出された、令和7年11月末日、12月末日、令和8年1月末日、2月末日及び3月末日現在の別紙収支計算書に基づいて、会計諸帳簿、証書類及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

2. 下水道事業会計

① 計数の検査

市長から提出された、令和7年11月末日、12月末日、令和8年1月末日、2月末日及び3月末日現在の別紙下水道事業試算表に基づいて、収入、支払、振替の各伝票及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

収 支 計 算 書

令和7年度 令和7年11月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	14,508,652,706	2,842,509,782	17,351,162,488	13,837,772,897	2,067,899,762	15,905,672,659	1,445,489,829
財政調整基金等繰替							
他会計繰替(国保特会)							
他会計繰替(下水特会)							
他会計繰替(墓地特会)							
他会計繰替(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-375,800		-375,800				-375,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	14,508,276,906	2,842,509,782	17,350,786,688	13,837,772,897	2,067,899,762	15,905,672,659	1,445,114,029
国民健康保険特別会計	2,848,486,797	432,245,890	3,280,732,687	2,686,956,294	525,592,508	3,212,548,802	68,183,885
歳計現金(つり銭等)	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計繰替							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	2,848,446,797	432,245,890	3,280,692,687	2,686,956,294	525,592,508	3,212,548,802	68,143,885
墓地事業特別会計	4,057,500		4,057,500	2,072,262	212,422	2,284,684	1,772,816
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	4,057,500		4,057,500	2,072,262	212,422	2,284,684	1,772,816
介護保険特別会計	2,914,976,232	474,237,260	3,389,213,492	2,905,858,065	472,473,708	3,378,331,773	10,881,719
歳計現金(つり銭等)							
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	2,914,976,232	474,237,260	3,389,213,492	2,905,858,065	472,473,708	3,378,331,773	10,881,719
後期高齢者医療保険特別会計	520,270,625	120,329,054	640,599,679	410,647,106	124,701,943	535,349,049	105,250,630
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	520,270,625	120,329,054	640,599,679	410,647,106	124,701,943	535,349,049	105,250,630
一般会計+特別会計 合計	20,796,028,060	3,869,321,986	24,665,350,046	19,843,306,624	3,190,880,343	23,034,186,967	1,631,163,079
歳入歳出外現金	1,885,150,843	220,537,066	2,105,687,909	1,856,128,341	219,566,146	2,075,694,487	29,993,422
総 合 計	22,681,178,903	4,089,859,052	26,771,037,955	21,699,434,965	3,410,446,489	25,109,881,454	1,661,156,501

基 金 計 算 書

令和7年度 令和7年11月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,604,471,696			3,604,471,696
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,626,665			45,626,665
保健医療基金	421,081,084			421,081,084
緑化基金	52,814,413			52,814,413
森林環境譲与税基金	12,398,099			12,398,099
災害被災者等支援基金	7,126,517			7,126,517
ふるさと応援基金				
企業版ふるさと応援基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	1,789,975			1,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	15,928,176			15,928,176
奨学基金	99,879,014			99,879,014
文化・スポーツ・国際交流振興基金	59,667,709			59,667,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	47,123,200			47,123,200
高石っ子基金	3,000,000			3,000,000
市営浜墓地基金	55,806,645			55,806,645
介護保険給付費準備基金	677,453,299			677,453,299
合 計	5,130,418,129			5,130,418,129

収 支 計 算 書

令和7年度 令和7年12月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	17,351,162,488	1,725,126,976	19,076,289,464	15,905,672,659	2,388,715,795	18,294,388,454	781,901,010
財政調整基金等繰替							
他会計繰替（国保特会）							
他会計繰替（下水特会）							
他会計繰替（墓地特会）							
他会計繰替（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-375,800		-375,800				-375,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	17,350,786,688	1,725,126,976	19,075,913,664	15,905,672,659	2,388,715,795	18,294,388,454	781,525,210
国民健康保険特別会計	3,280,732,687	554,372,809	3,835,105,496	3,212,548,802	497,115,999	3,709,664,801	125,440,695
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計繰替							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	3,280,692,687	554,372,809	3,835,065,496	3,212,548,802	497,115,999	3,709,664,801	125,400,695
墓地事業特別会計	4,057,500		4,057,500	2,284,684	241,882	2,526,566	1,530,934
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	4,057,500		4,057,500	2,284,684	241,882	2,526,566	1,530,934
介護保険特別会計	3,389,213,492	547,010,510	3,936,224,002	3,378,331,773	498,025,039	3,876,356,812	59,867,190
歳計現金（つり銭等）							
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	3,389,213,492	547,010,510	3,936,224,002	3,378,331,773	498,025,039	3,876,356,812	59,867,190
後期高齢者医療保険特別会計	640,599,679	151,368,540	791,968,219	535,349,049	58,007,962	593,357,011	198,611,208
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	640,599,679	151,368,540	791,968,219	535,349,049	58,007,962	593,357,011	198,611,208
一般会計＋特別会計 合計	24,665,350,046	2,977,878,835	27,643,228,881	23,034,186,967	3,442,106,677	26,476,293,644	1,166,935,237
歳入歳出外現金	2,105,687,909	338,715,599	2,444,403,508	2,075,694,487	322,723,105	2,398,417,592	45,985,916
総 合 計	26,771,037,955	3,316,594,434	30,087,632,389	25,109,881,454	3,764,829,782	28,874,711,236	1,212,921,153

基 金 計 算 書

令和7年度 令和7年12月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当月増減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,604,471,696			3,604,471,696
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,626,665			45,626,665
保健医療基金	421,081,084			421,081,084
緑化基金	52,814,413			52,814,413
森林環境譲与税基金	12,398,099			12,398,099
災害被災者等支援基金	7,126,517			7,126,517
ふるさと応援基金				
企業版ふるさと応援基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	1,789,975			1,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	15,928,176			15,928,176
奨学基金	99,879,014			99,879,014
文化・スポーツ・国際交流振興基金	59,667,709			59,667,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	47,123,200			47,123,200
高石っ子基金	3,000,000			3,000,000
三宅みらい教育基金				
市営浜墓地基金	55,786,218			55,786,218
介護保険給付費準備基金	677,473,726		100,000,000	577,473,726
合 計	5,130,418,129		100,000,000	5,030,418,129

収 支 計 算 書

令和7年度 令和8年1月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	19,076,289,464	1,357,285,796	20,433,575,260	18,294,388,454	1,566,767,725	19,861,156,179	572,419,081
財政調整基金等繰替							
他会計繰替(国保特会)							
他会計繰替(下水特会)							
他会計繰替(墓地特会)							
他会計繰替(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-375,800		-375,800				-375,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	19,075,913,664	1,357,285,796	20,433,199,460	18,294,388,454	1,566,767,725	19,861,156,179	572,043,281
国民健康保険特別会計	3,835,105,496	520,319,959	4,355,425,455	3,709,664,801	563,145,934	4,272,810,735	82,614,720
歳計現金(つり銭等)	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計繰替							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	3,835,065,496	520,319,959	4,355,385,455	3,709,664,801	563,145,934	4,272,810,735	82,574,720
墓地事業特別会計	4,057,500	30,000	4,087,500	2,526,566	347,111	2,873,677	1,213,823
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	4,057,500	30,000	4,087,500	2,526,566	347,111	2,873,677	1,213,823
介護保険特別会計	3,936,224,002	462,018,163	4,398,242,165	3,876,356,812	476,128,364	4,352,485,176	45,756,989
歳計現金(つり銭等)							
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	3,936,224,002	462,018,163	4,398,242,165	3,876,356,812	476,128,364	4,352,485,176	45,756,989
後期高齢者医療保険特別会計	791,968,219	120,107,174	912,075,393	593,357,011	254,266,833	847,623,844	64,451,549
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	791,968,219	120,107,174	912,075,393	593,357,011	254,266,833	847,623,844	64,451,549
一般会計+特別会計 合計	27,643,228,881	2,459,761,092	30,102,989,973	26,476,293,644	2,860,655,967	29,336,949,611	766,040,362
歳入歳出外現金	2,444,403,508	207,311,500	2,651,715,008	2,398,417,592	218,033,592	2,616,451,184	35,263,824
総 合 計	30,087,632,389	2,667,072,592	32,754,704,981	28,874,711,236	3,078,689,559	31,953,400,795	801,304,186

基 金 計 算 書

令和7年度 令和8年1月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,604,471,696			3,604,471,696
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,626,665			45,626,665
保健医療基金	421,081,084			421,081,084
緑化基金	52,814,413	68,900		52,883,313
森林環境譲与税基金	12,398,099			12,398,099
災害被災者等支援基金	7,126,517			7,126,517
ふるさと応援基金				
企業版ふるさと応援基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	1,789,975			1,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	15,928,176			15,928,176
奨学基金	99,879,014			99,879,014
文化・スポーツ・国際交流振興基金	59,667,709			59,667,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	47,123,200			47,123,200
高石っ子基金	3,000,000			3,000,000
三宅みらい教育基金				
市営浜墓地基金	55,806,645			55,806,645
介護保険給付費準備基金	577,453,299			577,453,299
合 計	5,030,418,129	68,900		5,030,487,029

収 支 計 算 書

令和7年度 令和8年2月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	20,433,575,260	904,183,302	21,337,758,562	19,861,156,179	1,887,177,930	21,748,334,109	-410,575,547
財政調整基金等繰替		2,300,000,000	2,300,000,000				2,300,000,000
他会計繰替（国保特会）							
他会計繰替（下水特会）							
他会計繰替（墓地特会）							
他会計繰替（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-375,800		-375,800				-375,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	20,433,199,460	3,204,183,302	23,637,382,762	19,861,156,179	1,887,177,930	21,748,334,109	1,889,048,653
国民健康保険特別会計	4,355,425,455	442,048,622	4,797,474,077	4,272,810,735	509,902,804	4,782,713,539	14,760,538
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計繰替							
一時借入金		150,000,000	150,000,000				150,000,000
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	4,355,385,455	592,048,622	4,947,434,077	4,272,810,735	509,902,804	4,782,713,539	164,720,538
墓地事業特別会計	4,087,500		4,087,500	2,873,677	226,832	3,100,509	986,991
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	4,087,500		4,087,500	2,873,677	226,832	3,100,509	986,991
介護保険特別会計	4,398,242,165	447,388,397	4,845,630,562	4,352,485,176	482,050,159	4,834,535,335	11,095,227
歳計現金（つり銭等）							
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	4,398,242,165	447,388,397	4,845,630,562	4,352,485,176	482,050,159	4,834,535,335	11,095,227
後期高齢者医療保険特別会計	912,075,393	56,160,508	968,235,901	847,623,844	58,738,475	906,362,319	61,873,582
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	912,075,393	56,160,508	968,235,901	847,623,844	58,738,475	906,362,319	61,873,582
一般会計＋特別会計 合計	30,102,989,973	4,299,780,829	34,402,770,802	29,336,949,611	2,938,096,200	32,275,045,811	2,127,724,991
歳入歳出外現金	2,651,715,008	231,838,655	2,883,553,663	2,616,451,184	231,784,894	2,848,236,078	35,317,585
総 合 計	32,754,704,981	4,531,619,484	37,286,324,465	31,953,400,795	3,169,881,094	35,123,281,889	2,163,042,576

基 金 計 算 書

令和7年度 令和8年2月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,604,471,696		2,300,000,000	1,304,471,696
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,626,665			45,626,665
保健医療基金	421,081,084			421,081,084
緑化基金	52,883,313			52,883,313
森林環境譲与税基金	12,398,099			12,398,099
災害被災者等支援基金	7,126,517			7,126,517
ふるさと応援基金				
企業版ふるさと応援基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	1,789,975			1,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	15,928,176			15,928,176
奨学基金	99,879,014			99,879,014
文化・スポーツ・国際交流振興基金	59,667,709			59,667,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	47,123,200		47,123,200	
高石っ子基金	3,000,000			3,000,000
三宅みらい教育基金				
市営浜墓地基金	55,806,645			55,806,645
介護保険給付費準備基金	577,453,299			577,453,299
合 計	5,030,487,029		2,347,123,200	2,683,363,829

収 支 計 算 書

令和7年度 令和8年3月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	21,337,758,562	5,272,120,258	26,609,878,820	21,748,334,109	3,940,622,995	25,688,957,104	920,921,716
財政調整基金等繰替	2,300,000,000	-2,300,000,000					
他会計繰替（国保特会）							
他会計繰替（下水特会）							
他会計繰替（墓地特会）							
他会計繰替（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-375,800		-375,800				-375,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	23,637,382,762	2,972,120,258	26,609,503,020	21,748,334,109	3,940,622,995	25,688,957,104	920,545,916
国民健康保険特別会計	4,797,474,077	462,049,403	5,259,523,480	4,782,713,539	491,330,853	5,274,044,392	-14,520,912
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計繰替							
一時借入金	150,000,000		150,000,000				150,000,000
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	4,947,434,077	462,049,403	5,409,483,480	4,782,713,539	491,330,853	5,274,044,392	135,439,088
墓地事業特別会計	4,087,500		4,087,500	3,100,509	244,388	3,344,897	742,603
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	4,087,500		4,087,500	3,100,509	244,388	3,344,897	742,603
介護保険特別会計	4,845,630,562	650,031,723	5,495,662,285	4,834,535,335	508,498,647	5,343,033,982	152,628,303
歳計現金（つり銭等）							
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	4,845,630,562	650,031,723	5,495,662,285	4,834,535,335	508,498,647	5,343,033,982	152,628,303
後期高齢者医療保険特別会計	968,235,901	193,375,119	1,161,611,020	906,362,319	117,933,742	1,024,296,061	137,314,959
他会計繰替							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	968,235,901	193,375,119	1,161,611,020	906,362,319	117,933,742	1,024,296,061	137,314,959
一般会計＋特別会計 合計	34,402,770,802	4,277,576,503	38,680,347,305	32,275,045,811	5,058,630,625	37,333,676,436	1,346,670,869
歳入歳出外現金	2,883,553,663	229,294,603	3,112,848,266	2,848,236,078	223,695,918	3,071,931,996	40,916,270
総 合 計	37,286,324,465	4,506,871,106	41,793,195,571	35,123,281,889	5,282,326,543	40,405,608,432	1,387,587,139

基 金 計 算 書

令和7年度 令和8年3月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	1,304,471,696	2,316,563,955	43,975,980	3,577,059,671
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,626,665			45,626,665
保健医療基金	421,081,084	231,560,000	200,517,816	452,123,268
緑化基金	52,883,313		1,314,500	51,568,813
森林環境譲与税基金	12,398,099	3,480,000	3,555,200	12,322,899
災害被災者等支援基金	7,126,517		600,000	6,526,517
ふるさと応援基金		30,090,333		30,090,333
企業版ふるさと応援基金		29,700,000		29,700,000
今在家（上池関係地区）地区整備基金	1,789,975			1,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	15,928,176	242,296		16,170,472
奨学基金	99,879,014		99,879,014	
文化・スポーツ・国際交流振興基金	59,667,709	2,160,000		61,827,709
石油貯蔵施設立地対策等基金				
高石っ子基金	3,000,000	161,685,556		164,685,556
三宅みらい教育基金		206,245,690		206,245,690
市営浜墓地基金	55,806,645			55,806,645
介護保険給付費準備基金	577,453,299			577,453,299
合 計	2,683,363,829	2,981,727,830	349,842,510	5,315,249,149

下 水 道 事 業 試 算 表

令和7年11月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,738,750,115	63,301,348,520	1,356,715	有形固定資産	91,768,000	34,562,598,405	
			(減価償却累計額)	(91,768,000)	(34,562,592,405)	
674,911,461	697,647,461		無形固定資産	2,842,000	22,736,000	
783,562,133	2,731,679,055	744,182,917	現金、預金	251,146,749	1,948,116,922	
158,801,637	746,430,237	77,921,862	未 収 金	77,118,531	587,628,600	
102,934	103,817		前 払 費 用		883	
25,080,000	47,320,207		前 払 金		22,240,207	
56,382,496	56,382,496	1,403,349	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-990,472			貸倒引当金		990,472	
			企業債(固定負債)	610,300,000	11,933,160,669	11,933,160,669
			リース債務		1,947,666	1,947,666
			引 当 金		6,873,824	6,873,824
			一時借入金			
	603,801,788	56,102,352	企業債(流動負債)		1,106,217,013	502,415,225
	583,609	74,311	リース債務		884,820	301,211
	1,181,931,625	185,138,341	未 払 金	15,500,330	1,197,679,966	15,748,341
	4,289,000		引 当 金		4,289,000	
	10,503,865	1,121,029	預 り 金	1,174,356	21,324,261	10,820,396
			仮受消費税	6,927,839	49,062,330	49,062,330
	28,519,397,263	67,663,000	繰 延 収 益	56,764,470	43,591,415,543	15,072,018,280
	(28,519,397,263)	(67,663,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
	349,026,212		減債積立金		380,321,160	31,294,948
	633,091,852		前年度繰越利益剰余金		2,071,703,621	1,438,611,769
			営 業 収 益	69,392,399	1,143,662,739	1,143,662,739
			営業外収益	68,090,184	574,906,018	574,906,018
			特 別 利 益		24,051,350	24,051,350
1,206,571,253	1,206,571,253	111,896,441	営 業 費 用			
80,180,651	80,180,651	4,164,541	営業外費用			
290,564	290,564		特 別 損 失			
31,723,642,772	100,170,579,475	1,251,024,858	合 計	1,251,024,858	100,170,579,475	31,723,642,772

下 水 道 事 業 試 算 表

令和7年12月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,679,433,087	63,333,799,492	32,450,972	有形固定資産	91,768,000	34,654,366,405	
			(減価償却累計額)	(91,768,000)	(34,654,366,405)	
678,186,564	703,764,564	6,117,103	無形固定資産	2,842,000	25,578,000	
777,781,381	2,794,480,699	62,801,644	現金、預金	68,582,396	2,016,699,318	
159,579,979	806,501,338	60,071,101	未 収 金	59,292,759	646,921,359	
102,934	103,817		前 払 費 用		883	
25,080,000	47,320,207		前 払 金		22,240,207	
59,199,368	59,199,462	2,816,966	仮払消費税	94	94	
			特定収入仮払消費税			
-990,472			貸倒引当金		990,472	
			企業債(固定負債)		11,933,160,669	11,933,160,669
			リース債務		1,947,666	1,947,666
			引 当 金		6,873,824	6,873,824
			一時借入金			
	603,801,788		企業債(流動負債)		1,106,217,013	502,415,225
	658,315	74,706	リース債務		884,820	226,505
	1,232,774,191	50,842,566	未 払 金	59,360,667	1,257,040,633	24,266,442
	4,289,000		引 当 金		4,289,000	
	13,865,350	3,361,485	預 り 金	3,486,085	24,810,346	10,944,996
			仮受消費税	5,461,008	54,523,338	54,523,338
	28,587,060,263	67,663,000	繰 延 収 益		43,591,415,543	15,004,355,280
	(28,587,060,263)	(67,663,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
	349,026,212		減債積立金		380,321,160	31,294,948
	633,091,852		前年度繰越利益剰余金		2,071,703,621	1,438,611,769
			営 業 収 益	54,634,173	1,198,296,912	1,198,296,912
			営業外収益	67,663,000	642,569,018	642,569,018
			特 別 利 益		24,051,350	24,051,350
1,333,449,948	1,333,451,134	126,879,881	営 業 費 用	1,186	1,186	
80,192,595	80,192,595	11,944	営業外費用			
290,564	290,564		特 別 損 失			
31,792,305,948	100,583,670,843	413,091,368	合 計	413,091,368	100,583,670,843	31,792,305,948

下 水 道 事 業 試 算 表

令和8年1月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,646,928,805	63,393,063,210	59,263,718	有形固定資産	91,768,000	34,746,134,405	
			(減価償却累計額)	(91,768,000)	(34,746,128,405)	
675,344,564	703,764,564		無形固定資産	2,842,000	28,420,000	
752,704,467	2,867,617,070	73,136,371	現金、預金	98,213,285	2,114,912,603	
165,763,293	880,911,417	74,410,079	未 収 金	68,226,765	715,148,124	
102,934	103,817		前 払 費 用		883	
	47,320,207		前 払 金	25,080,000	47,320,207	
70,285,087	70,285,181	11,085,719	仮払消費税		94	
			特定収入仮払消費税			
-990,472			貸倒引当金		990,472	
			企業債(固定負債)		11,933,160,669	11,933,160,669
			リース債務		1,947,666	1,947,666
			引 当 金		6,873,824	6,873,824
			一時借入金			
	603,801,788		企業債(流動負債)		1,106,217,013	502,415,225
	733,417	75,102	リース債務		884,820	151,403
	1,325,158,482	92,384,291	未 払 金	206,110,966	1,463,151,599	137,993,117
	4,289,000		引 当 金		4,289,000	
	15,039,443	1,174,093	預 り 金	1,061,526	25,871,872	10,832,429
			仮受消費税	7,113,210	61,636,548	61,636,548
	28,654,723,263	67,663,000	繰 延 収 益		43,591,415,543	14,936,692,280
	(28,654,723,263)	(67,663,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
	349,026,212		減債積立金		380,321,160	31,294,948
	633,091,852		前年度繰越利益剰余金		2,071,703,621	1,438,611,769
			営 業 収 益	67,634,026	1,265,930,938	1,265,930,938
			営業外収益	71,173,923	713,742,941	713,742,941
			特 別 利 益		24,051,350	24,051,350
1,593,469,728	1,593,470,914	260,019,780	営 業 費 用		1,186	
80,204,143	80,204,143	11,548	営業外費用			
290,564	290,564		特 別 損 失			
31,984,103,113	101,222,894,544	639,223,701	合 計	639,223,701	101,222,894,544	31,984,103,113

下 水 道 事 業 試 算 表

令和8年2月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,556,440,401	63,394,342,806	1,279,596	有形固定資産	91,768,000	34,837,902,405	
			(減価償却累計額)	(91,768,000)	(34,837,896,405)	
672,502,564	703,764,564		無形固定資産	2,842,000	31,262,000	
685,505,765	2,944,171,023	76,553,953	現金、預金	143,752,655	2,258,665,258	
155,152,836	945,727,362	64,815,945	未 収 金	75,426,402	790,574,526	
102,934	103,817		前 払 費 用		883	
	47,320,207		前 払 金		47,320,207	
71,427,509	71,427,603	1,142,422	仮払消費税		94	
			特定収入仮払消費税			
-990,472			貸倒引当金		990,472	
			企業債(固定負債)		11,933,160,669	
			リース債務		1,947,666	
			引 当 金		6,873,824	
			一時借入金			
	603,801,788		企業債(流動負債)		1,106,217,013	
	808,918	75,501	リース債務		884,820	
	1,463,250,010	138,091,528	未 払 金	12,633,988	1,475,785,587	
	4,289,000		引 当 金		4,289,000	
	16,107,878	1,068,435	預 り 金	1,121,551	26,993,423	
			仮受消費税	5,683,463	67,320,011	
	28,722,386,263	67,663,000	繰 延 収 益		43,591,415,543	
	(28,722,386,263)	(67,663,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	
			受贈財産評価額		382,924,793	
	349,026,212		減債積立金		380,321,160	
	633,091,852		前年度繰越利益剰余金		2,071,703,621	
			営 業 収 益	56,506,891	1,322,437,829	
			営業外収益	70,294,591	784,037,532	
			特 別 利 益		24,051,350	
1,702,797,740	1,702,798,926	109,328,012	営 業 費 用		1,186	
80,215,292	80,215,292	11,149	営業外費用			
290,564	290,564		特 別 損 失			
31,923,445,133	101,682,924,085	460,029,541	合 計	460,029,541	101,682,924,085	
					31,923,445,133	

下 水 道 事 業 試 算 表

令和8年3月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
28,843,342,656	64,640,590,842	1,246,248,036	有形固定資産	959,345,781	35,797,248,186	
	(152,694,569)	(152,694,569)	(減価償却累計額)	(91,892,332)	(34,929,788,737)	
674,987,735	709,102,705	5,338,141	無形固定資産	2,852,970	34,114,970	
599,262,265	3,519,794,363	575,623,340	現金、預金	661,866,840	2,920,532,098	
194,580,576	1,050,452,532	104,725,170	未 収 金	65,297,430	855,871,956	
2,020	103,817		前 払 費 用	100,914	101,797	
	47,320,207		前 払 金		47,320,207	
	119,718,120	48,290,517	仮払消費税	119,718,026	119,718,120	
	29,082,395	29,082,395	特定収入仮払消費税	29,082,395	29,082,395	
-948,235	126,343	126,343	貸倒引当金	84,106	1,074,578	
	1,083,659,715	1,083,659,715	企業債(固定負債)	291,400,000	12,224,560,669	11,140,900,954
	942,892	942,892	リ ー ス 債 務		1,947,666	1,004,774
			引 当 金	3,490,506	10,364,330	10,364,330
			一時借入金			
	1,106,217,013	502,415,225	企業債(流動負債)	1,083,659,715	2,189,876,728	1,083,659,715
	884,820	75,902	リ ー ス 債 務	942,892	1,827,712	942,892
	1,539,562,658	76,312,648	未 払 金	621,782,029	2,097,567,616	558,004,958
	4,289,000		引 当 金	6,851,000	11,140,000	6,851,000
	17,606,763	1,498,885	預 り 金	1,615,533	28,608,956	11,002,193
	76,716,789	76,716,789	仮受消費税	9,396,778	76,716,789	
	28,994,249,160	271,862,897	繰 延 収 益	384,455,057	43,975,870,600	14,981,621,440
	(28,774,435,634)	(52,049,371)	(長期前受金収益化累計額)	(183,453,578)	(183,453,578)	
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
	349,026,212		減債積立金		380,321,160	31,294,948
	633,091,852		前年度繰越利益剰余金		2,071,703,621	1,438,611,769
	49,000,000	49,000,000	営 業 収 益	121,209,102	1,443,646,931	1,394,646,931
	33,759,009	33,759,009	営 業 外 収 益	78,947,718	862,985,250	829,226,241
			特 別 利 益	1,934,618	25,985,968	25,985,968
1,949,086,219	1,949,338,223	246,539,297	営 業 費 用	250,818	252,004	
172,282,319	172,282,319	92,067,027	営 業 外 費 用			
290,564	290,564		特 別 損 失			
32,432,886,119	106,127,208,313	4,444,284,228	合 計	4,444,284,228	106,127,208,313	32,432,886,119